佐賀東部国有林の地域別の森林計画書

（佐賀東部森林計画区）

計画期間（自　令和３年　４月１日　至　令和１３年３月31日）

九州森林管理局

目　　次

Ⅰ　計画の大綱
1　森林計画区の概況 …… 3
(1)　自然的背景 …… 3
(2)　社会経済的背景 …… 4
(3)　森林・林業の動向 …… 4
2　前計画の実行結果の概要及びその評価 …… 4
3　計画樹立に当たっての基本的な考え方 …… 5

Ⅱ　計画事項
第１　計画の対象とする森林の区域 …… 9
第２　森林の整備及び保全に関する基本的な事項 …… １０
1　森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項 …… １０
(1)　森林の整備及び保全の目標並びに基本方針 …… １０
(2)　計画期間において到達し、かつ、保持すべき森林資源の状態等 …… １３
2　その他必要な事項 …… １３
第３　森林の整備に関する事項 …… １４
1　森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。） …… １４
(1)　立木の伐採（主伐）の標準的な方法 …… １４
(2)　立木の標準伐期齢 …… １６
(3)　その他必要な事項 …… １６
2　造林に関する事項 …… １６
(1)　人工造林に関する事項 …… １６
(2)　天然更新に関する事項 …… １６
(3)　その他必要な事項 …… １７
3　間伐及び保育に関する事項 …… １７
(1)　間伐の標準的な方法 …… １７
(2)　保育の標準的な方法 …… １７
(3)　その他必要な事項 …… ２０
4　公益的機能別施業森林等の整備に関する事項 …… ２１
(1)　公益的機能別施業森林の区域の基準及び当該区域内における施業の方法 …… ２１
(2)　その他必要な事項 …… ２２
5　林道等の開設その他林産物の搬出に関する事項 …… ２２
(1)　林道等の開設及び改良に関する基本的な考え方 …… ２２
(2)　効率的な森林施業を推進するための路網密度の
水準及び作業システムの基本的な考え方 …… ２２
(3)　更新を確保するため林産物の搬出方法を特定する森林の所在及びその搬出方法… ２２
(4)　その他必要な事項 …… ２２
6　森林施業の合理化に関する事項 …… ２３

(1)　林業に従事する者の養成及び確保に関する方針 …… ２３
(2)　作業システムの高度化に資する林業機械の導入の促進に関する方針 …… ２３
(3)　林産物の利用の促進のための施設の整備に関する方針 …… ２３
(4)　その他必要な事項 …… ２３
第４　森林の保全に関する事項 …… ２４
１　森林の土地の保全に関する事項 …… ２４
(1)　樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林の地区 …… ２４
(2)　森林の土地の保全のため林産物の搬出方法を特定する必要のある
森林及びその搬出方法 …… ２５
(3)　土地の形質の変更に当たって留意すべき事項 …… ２５
(4)　その他必要な事項 …… ２５
２　保安施設に関する事項 …… ２５
(1)　保安林の整備に関する方針 …… ２５
(2)　保安施設地区の指定に関する方針 …… ２５
(3)　治山事業の実施に関する方針 …… ２５
(4)　その他必要な事項 …… ２６
３　鳥獣害の防止に関する事項 …… ２６
(1)　鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法 …… ２６
(2)　その他必要な事項 …… ２６
４　森林病害虫の駆除及び予防その他の森林の保護に関する事項 …… ２６
(1)　森林病害虫等の被害対策の方針 …… ２６
(2)　鳥獣害対策の方針（３に掲げる事項を除く） …… ２６
(3)　林野火災の予防の方針 …… ２６
(4)　その他必要な事項 …… ２６
第５　計画量等 …… ２７
１　間伐立木材積その他の伐採立木材積 …… ２７
２　間伐面積 …… ２７
３　人工造林及び天然更新別の造林面積 …… ２７
４　林道の開設及び拡張に関する計画 …… ２８
５　保安林の整備及び治山事業に関する計画 …… ３２
(1)　保安林として管理すべき森林の種類別面積等 …… ３２
(2)　保安施設地区として指定することを相当とする土地の所在及び面積等 …… ３２
(3)　実施すべき治山事業の数量 …… ３３
第６　その他必要な事項 …… ３４
１　保安林その他制限林の施業方法 …… ３４
２　その他必要な事項 …… ３５

別表１　公益的機能別施業森林の区域及び施業方法 …… ３６
１　水源の涵（かん）養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林 …… ３６
２　土地に関する災害の防止及び土壌の保全機能、快適な環境の形成の機能

又は保健機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林 …… ３７

①　土地に関する災害の防止及び土壌の保全機能の維持増進を図るための
森林施業を推進すべき森林 …… ３７
②　快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林 … ３７
③　保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林 …… ３８
別記１　保安林の森林施業 …… ３９
別記２　自然公園等の森林施業 …… ４０

（附）参考資料

１　森林計画区の概要 …… ４３
(1)　市町村別土地面積及び森林面積 …… ４３
(2)　地況 …… ４３
(3)　土地利用の現況 …… ４４
(4)　産業別生産額 …… ４５
(5)　産業別就業者数 …… ４５
２　森林の現況 …… ４６
(1)　齢級別森林資源表 …… ４６
(2)　制限林普通林別森林資源表 …… ５１
(3)　市町村別森林資源表 …… ５２
(4)　制限林の種類別面積 …… ５５
(5)　樹種別材積表 …… ５８
(6)　荒廃地等の面積 …… ５８
(7)　森林の被害 …… ５９
(8)　防火線等の整備状況 …… ５９
３　林業の動向 …… ５９
(1)　森林組合及び生産森林組合の現況 …… ５９
(2)　林業事業体等の現況 …… ６１
(3)　林業労働力の概況 …… ６２
(4)　林業機械化の概況 …… ６３
(5)　作業路網等の整備の概況 …… ６４
４　前期計画の実行状況 …… ６４
(1)　間伐立木材積その他の伐採立木材積 …… ６４
(2)　間伐面積 …… ６４
(3)　人工造林・天然更新別面積 …… ６５
(4)　林道の開設及び拡張の数量 …… ６５
(5)　保安林の整備及び治山事業に関する計画 …… ６５
ア　保安林の種類別面積 …… ６５
イ　保安施設地区の面積 …… ６５
ウ　治山事業の数量 …… ６５
５　林地の異動状況（森林計画の対象森林） …… ６６
(1)　森林より森林以外への異動 …… ６６
(2)　森林以外より森林への異動 …… ６６
６　森林資源の推移 …… ６６
(1)　分期別伐採立木材積等 …… ６６
(2)　分期別期首資源表 …… ６７

佐賀東部森林計画区の位置図

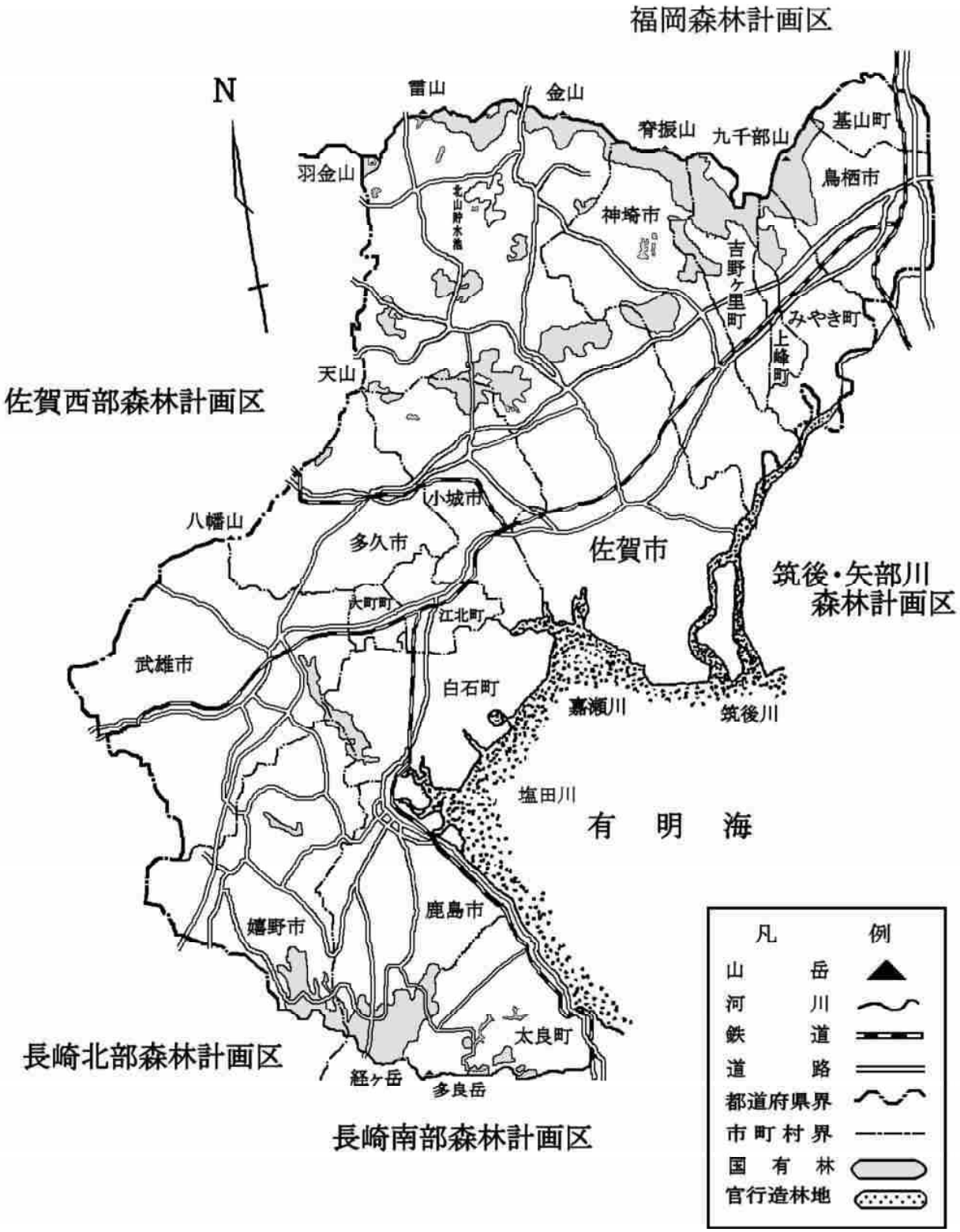

Ⅰ　計画の大綱

Ⅰ　計画の大綱

この国有林の地域別の森林計画は、森林法第７条の２の規定に基づき、全国森林計画に即して、佐賀東部森林計画区に係る国有林について、令和３年度から令和１２年度までの、１０年間について樹立するものである。

１　森林計画区の概況

(1) 自然的背景

ア　計画区の位置及び面積

本計画区は、佐賀県の南東部に位置し、佐賀市、鳥栖市、多久市、武雄市、鹿島市、小城市、嬉野市、神埼市、神埼郡、三養基郡、杵島郡、藤津郡を包括する８市４郡（８町）からなる面積 159,610ha の地域で、佐賀県総面積 244,069ha の 65%を占めている。

本計画の対象とする国有林は、８市４郡（６町）に所在し、脊振山団地、金立山団地、天山団地、経ヶ岳団地と、これらの間に介在する小団地で形成されており、その面積は 10,413ha となっている。

イ　地勢

本計画区は、東部は筑後川で、北部は九千部山(848m)及び、脊振山(1,055m)、金山(967m)、雷山(955m)並びに羽金山(900m)等の脊振山地をもって福岡県と境をなし、西部は天山(1,046m)、八幡岳(764m)等で佐賀西部森林計画区と境をなし、南部は経ヶ岳(1,076m)、多良岳(996m)を頂点とする多良岳山系をもって長崎県と境をなしている。主な河川としては、東部に脊振山系を源とする秋光川、安良川、寒水川、城原川及び田手川があり、それぞれ筑後川に合流している。中央部には、嘉瀬川、西部には牛津川、六角川、南部には塩田川があって、それぞれ有明海に注いでいる。

ウ　地質及び土壌

本計画区の地質は、北部山岳地帯は神埼花崗岩で、北東部から中央部の山麓地帯は、第四紀の旧期沖積層、平坦部は新期沖積層となっている。天山山系は東松浦花崗岩で石英閃緑岩、安山岩、玄武岩及び旧期沖積層からなり、西部は第三紀層の上に玄武岩類（鬼の鼻山、八幡岳等の山系）あるいは、安山岩類（杵島山系、眉山等）が重なり、標高が下がるにつれ第三紀層が露出し、平野部は沖積層になっている。南部はほとんどが安山岩に覆われており、谷筋や山地の一部で讃岐岩、玄武岩が露出している。平野部では沖積層が発達した地域も見られる。

土壌は、北部山岳地帯では、ほとんど花崗岩類を母材とするもので適潤性褐色森林土が広く分布し、林地の生産力は中庸以上である。中部及び西部の丘陵地域は、乾性の褐色森林土がやや広く分布しており、生産力はやや劣るが、一般的にヒノキの適地となっている。南部の多良山地では、弱乾性褐色森林土及び適潤性褐色森林土が主に分布し、生産力は中庸である。

エ　気候

本計画区は、県中央部に連なる天山山系を境とした内陸型気候であり北部山岳地帯を除いて気候は比較的温暖で降雨量は南部ほど多い。また、梅雨～夏期には集中豪雨もみられる。

令和元年の平均気温は 16.8℃、降水量は 1,977㎜ である。

(2)　社会経済的背景

ア　土地利用の現況

本計画区の森林面積は 65,626 ha で計画区総面積 159,610ha の 41%を占めている。

本計画の対象とする国有林面積は 10,413ha で森林面積の 16%を占めている。

イ　人口

本計画区の人口は、618 千人で、佐賀県総人口 814 千人の 76%を占めている。また、人口密度は県全体の 334 人／k ㎡に対し、387 人／k ㎡ で、人口の集中度はやや高い地域である。

ウ　交通

本計画区の交通網は、ＪＲ長崎本線、佐世保線、唐津線、九州横断自動車道、国道３４号、２０７号等、その他主要地方道等ともよく発達している。

エ　その他産業の概要

本計画区における平成２８年度の総生産額は、22,157 億円で佐賀県全体の 78%を占めており、そのうち第１次産業の総生産額は 628 億円（3%）で、第２次、第３次産業に比べて著しく低い。また、林業は第１次産業の 2%（11 億円）を占めるにとどまっている。西部地域と南部地域では、比較的第一次産業の生産額比率が高く、県平均を上回っている。

(3)　森林・林業の動向

国有林の概況

本計画区の国有林は、佐賀森林管理署で管理経営している。

本計画の対象とする国有林面積は、10,413ha で九州森林管理局国有林面積の 2%を占めている。

蓄積は、3.034 千ｍ^3 で九州森林管理局総蓄積の 2%を占めている。

人工林面積は、7,230ha で人工林率は 72%となっている。

森林の種類は、普通林が 1,416ha で 14%、制限林が 8,996ha で 86%を占めている。

制限林のほとんどが保安林であり、その内水源かん養保安林が 97%を占めている。

２　前計画の実行結果の概要及びその評価

前計画の前半５カ年（平成28年度～令和元年度）の実行結果の概要については、次のとおりである。（令和2年度は実行予定を計上している。）

伐採立木材積に関して、主伐は木材供給等に対する地域のニーズも踏まえ伐採を行ったことにより、１０年の計画量の範囲内で前半５カ年の計画量を上回った。一方、間伐については搬出条件等の整備が整わなかったため、計画量を下回った。

造林面積については主伐の実行増に伴う箇所が増えたことから、計画量を上回った。

林道等の開設又は拡張に関して林道の開設については優先度を考慮し、より優先度の高いものから実行した。林道の改良については、台風や集中豪雨による被災箇所のうち緊急性の高い箇所を実行した。

治山事業については、台風や集中豪雨による被災箇所のうち緊急性の高い箇所を実行した。

項　　目	計　　画	実　　行
伐採立木材積	243,000㎥	204,046㎥　(84)
主伐	62,000㎥	88,685㎥　(143)
間伐（材積）	181,000㎥	115,361㎥　(64)
間伐（面積）	1,555ha	1,246ha　(80)
造林面積	112ha	121ha　(108)
人工造林	112ha	121ha　(108)
天然更新	ha	ha　(－)
林道等の開設又は拡張	開設：　12.7km　拡張：　15箇所	開設：　4km (31)　拡張：　4箇所 (27)
林道	開設：　-km　拡張：　7箇所	開設：　-km (－)　拡張：　箇所 (－)
林業専用道	開設：　-km　拡張：　箇所	開設：　1.5km (－)　拡張：　箇所 (－)
その他	開設：　12.7km　拡張：　8箇所	開設：　2.5km (20)　拡張：　4箇所 (50)
保安林の指定解除	指定：　-ha　解除：　-ha	指定：　-ha (－)　解除：　-ha (－)
治山事業		
保安林の整備	433ha	-ha (－)
保全施設	66箇所	20箇所 (30)

注　(　)内の数値は計画量に対する実行量の割合である。

3　計画樹立に当たっての基本的な考え方

森林の整備及び保全に当たっては、森林の有する多面的機能を総合的かつ高度に発揮させるため、生物多様性の保全及び地球温暖化の防止に果たす役割並びに近年の地球温暖化に伴い懸念される集中豪雨の増加等の自然環境の変化も考慮しつつ、適正な森林施業の実施や森林の保全の確保により健全な森林資源の維持造成を推進するとともに、その状況を適確に把握するための森林資源のモニタリングの適切な実施や森林ＧＩＳの効果的な活用を図ることとする。

具体的には、森林の有する諸機能が発揮される場である「流域」を基本的な単位として、森林の有する水源涵養、山地災害防止／土壌保全、快適環境形成、保健・レクリエーション、文化、生物多様性保全及び木材等生産の各機能を高度に発揮するための適切な森林施業の実施、林道等の路網の整備、森林施業の合理化、保安林制度の適切な運用、山地災害の防止、森林病害虫や野生鳥獣害の被害対策などの森林の保護等に関する取組を推進する。

Ⅱ　計画事項

Ⅱ　計画事項

第１　計画の対象とする森林の区域

○市町村別面積

単位　面積：ｈａ

区分		面積	備考
総数		10,412.94	
市町村別内訳	佐賀市	3,234.21	
	鳥栖市	900.05	
	多久市	13.02	
	武雄市	101.74	
	鹿島市	1,297.54	
	小城市	532.01	
	嬉野市	765.23	
	神埼市	1,202.89	
	吉野ヶ里町	1,219.54	
	基山町	40.72	
	上峰町	100.28	
	みやき町	477.49	
	白石町	175.87	
	太良町	352.35	

注１　国有林の地域別の森林計画の対象とする森林の区域は、森林計画図において表示する区域内の国有林とする。

注２　森林計画図は、九州森林管理局及び佐賀森林管理署において縦覧に供する。

第２　森林の整備及び保全に関する基本的な事項

１　森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項

(1)　森林の整備及び保全の目標並びに基本方針

森林の有する機能ごとの森林整備及び保全の目標並びに基本方針を以下に定める。

森林の有する機能	森林の整備及び保全の目標	森林の整備及び保全の基本方針
水源涵(かん)養機能	下層植生とともに樹木の根が発達することにより、水を蓄える隙間に富んだ浸透・保水能力の高い森林土壌を有する森林であって、必要に応じて浸透を促進する施設等が整備されている森林	ダム集水区域や主要な河川の上流に位置する水源地周辺の森林並びに地域の用水源として重要なため池、湧水地及び渓流等の周辺に存する森林は、水源涵(かん)養機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進する。 具体的には、良質な水の安定供給を確保する観点から、適切な保育・間伐を促進しつつ、下層植生や樹木の根を発達させる施業を基本とするとともに、伐採に伴って発生する裸地については、縮小及び分散を図ることとする。また、自然条件や国民のニーズ等に応じ、奥地水源林等の人工林における針広混交の育成複層林化など天然力も活用した施業を推進する。 ダム等の利水施設上流部等において、水源涵(かん)養の機能が十全に発揮されるよう、保安林の指定やその適切な管理を推進することを基本とする。
山地災害防止機能／土壌保全機能	下層植生が生育するための空間が確保され、適度な光が射し込み、下層植生とともに樹木の根が深く広く発達し土壌を保持する能力に優れた森林であって、必要に応じて山地災害を防ぐ施設が整備されている森林	山腹崩壊等により人命・人家等施設に被害を及ぼすおそれがある森林など、土砂の流出、土砂の崩壊の防備その他山地災害の防備を図る必要のある森林は、山地災害防止機能／土壌保全機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進する。 具体的には、災害に強い国土を形成する観点から、地形、地質等の条件を考慮した上で、林床の裸地化の縮小及び回避を図る施業を推進する。また、自然条件や国民のニーズ等に応じ、天然力も活用した施業を推進する。 集落等に近接する山地災害の発生の危険性が高い地域等において、土砂の流出防備等の機能が十全に発揮されるよう、保安林の指定やその適切な管理を推進するとともに、渓岸の侵食防止や山脚の固定等を図る必要がある場合には、谷止や土留等の施設の設置を推進することを基本とする。

森林の有する機能	森林の整備及び保全の目標	森林の整備及び保全の基本方針
快適環境形成機能	樹高が高く枝葉が多く茂っているなど遮蔽能力や汚染物質の吸着能力が高く、諸被害に対する抵抗性が高い森林	国民の日常生活に密接な関わりを持つ里山等であって、騒音や粉塵等の影響を緩和する森林及び森林の所在する位置、気象条件等からみて風害、霧害等の気象災害を防止する効果が高い森林は、快適環境形成機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進する。 具体的には、地域の快適な生活環境を保全する観点から、風や騒音等の防備や大気の浄化のために有効な森林の構成の維持を基本とし、樹種の多様性を増進する施業や適切な保育・間伐等を推進する。 快適な環境の保全のための保安林の指定やその適切な管理、防風、防潮等に重要な役割を果たしている海岸林等の保全を推進する。
保健・レクリエーション機能	身近な自然や自然とのふれあいの場として適切に管理され、多様な樹種等からなり、住民等に憩いと学びの場を提供している森林であって、必要に応じて保健・教育活動に適した施設が整備されている森林	観光的に魅力ある高原、渓谷等の自然景観や植物群落を有する森林、キャンプ場や森林公園等の施設を伴う森林など、国民の保健・教育的利用等に適した森林は、保健・レクリエーション機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進する。 具体的には、国民に憩いと学びの場を提供する観点から、自然条件や国民のニーズ等に応じ広葉樹の導入を図るなどの多様な森林整備を推進する。 また、保健等のための保安林の指定やその適切な管理を推進する。
文化機能	史跡・名勝等と一体となって潤いのある自然景観や歴史的風致を構成している森林であって、必要に応じて文化活動に適した施設が整備されている森林	史跡、名勝等の所在する森林や、これらと一体となり優れた自然景観等を形成する森林は、潤いある自然景観や歴史的風致を構成する観点から、文化機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進する。 具体的には、美的景観の維持・形成に配慮した森林整備を推進することとする。 また、風致のための保安林の指定やその適切な管理を推進する。

森林の有する機能	森林の整備及び保全の目標	森林の整備及び保全の基本方針
生物多様性保全機能	原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生育・生息する渓畔林	全ての森林は多様な生物の生育・生息の場として生物多様性の保全に寄与している。このことを踏まえ、森林生態系の不確実性を踏まえた順応的管理の考え方に基づき、時間軸を通して適度な攪乱により常に変化しながらも、一定の広がりにおいてその土地固有の自然条件等に適した様々な生育段階や樹種から構成される森林がバランス良く配置されていることを目指す。 とりわけ、原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生育・生息する渓畔林などの属地的に機能の発揮が求められる森林については、生物多様性保全機能の維持増進を図る森林として保全することとする。また、野生生物のための回廊の確保にも配慮した適切な保全を推進する。
木材等生産機能	林木の生育に適した土壌を有し、木材として利用する上で良好な樹木により構成され成長量が高い森林であって、林道等の基盤施設が適切に整備されている森林	林木の生育に適した森林で、効率的な森林施業が可能な森林は、木材等生産機能の維持増進を図る森林として整備を推進する。 具体的には、木材等の林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給する観点から、森林の健全性を確保し、木材需要に応じた樹種、径級の林木を生育させるための適切な造林、保育及び間伐等を推進することを基本として、将来にわたり育成単層林として維持する森林では、主伐後の植栽による確実な更新を行う。この場合、施業の集団化や機械化を通じた効率的な整備を推進することを基本とする。

注１　森林の有する多面的機能については、地形条件、気象条件及び森林の種類などにより発揮される効果は異なり、また、洪水や渇水を防ぐ役割については、人為的に制御できないため、期待される時に必ずしも常に効果が発揮されるものではないことに留意する必要がある。

２　これらの機能以外に森林の有する多面的機能として地球環境保全機能があるが、これについては二酸化炭素の固定、蒸散発散作用等の森林の働きが保たれることによって発揮される属地性のない機能であることに留意する必要がある。

(2)　計画期間において到達し、かつ、保持すべき森林資源の状態等

計画期間において到達し、かつ、保持する森林資源の状態等は以下のとおり。

区分		現況 （令和３年３月 31 日）	計画期末 （令和 13 年３月 31 日）
面積	育成単層林 （育成単層林とは、森林を構成する林木を皆伐により伐採し、単一の樹冠層を構成する森林として人為により成立させ維持される森林。例えば、植栽によるスギ・ヒノキ等からなる森林。）	7,115	6,806
	育成複層林 （育成複層林とは、森林を構成する林木を択伐等により伐採し、複数の樹冠層を構成する森林として人為により成立させ維持される森林。例えば、針葉樹を上木とし、広葉樹を下木とする森林。）	664	941
	天然生林 （天然生林とは、主として天然力を活用することにより成立させ維持される森林。例えば、天然更新によるシイ・カシ・ブナ等からなる森林。）	2,634	2,667
森林蓄積（㎥／ha）		304	313

注１　「人為」とは、目的に応じ、植栽、更新補助（天然下種更新のための地表のかきおこし・刈払い等）、芽かき、下刈、除伐等の保育及び間伐等の作業を行うこと。

２　「複数の樹冠層」とは、林齢や樹種の違いから樹木の高さが異なることにより生ずるもの。

３　「天然力」とは、自然に散布された種子が発芽・生育することをいう。

４　「天然生林」には、無立木地、竹林を含む。

５　四捨五入の関係で現況及び計画期末期の面積が合わないことがある。

２　その他必要な事項

該当なし

第３　森林の整備に関する事項

１　森林の立木竹の伐採に関する事項(間伐に関する事項を除く。)

(1)　立木の伐採（主伐）の標準的な方法

森林施業を実施するに当たっては、第２の１に定める森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的事項によるほか、次に掲げる基準による。

ア　育成単層林へと誘導・維持する施業を導入する場合は、気候、地形、土壌等の自然条件等、林業技術体系等からみて、人工造林又は天然下種第１類及びぼう芽更新等により林地生産力の向上が期待される森林及び森林の有する公益的機能の発揮の必要性から植栽を行うことが適当である森林について、以下の事項に留意の上、実施する。

(ｱ)　主伐に当たっては、自然条件等及び公益的機能の確保についての必要性を踏まえ、１箇所当たりの伐採面積の縮小、伐採箇所の分散に配慮する。

また、林地の保全、落石等の防止、寒風害等の各種被害の防止及び風致の維持等のため必要がある場合には、所要の保護樹帯を設置する。

(ｲ)　主伐の時期については、多様な木材需要に対応できるよう、地域における既往の施業体系、樹種特性を踏まえ、多様化、長期化を図る。

(ｳ)　天然更新を前提とする場合には、種子の結実や散布状況、天然稚樹の生育状況、母樹の保存等に配慮する。

イ　育成複層林へと誘導・維持する施業を導入する場合は、気候、地形、土壌等の自然条件等、林業技術体系等からみて、人為と天然力の適切な組み合わせにより複数の樹冠層を構成する森林として成立し、森林の諸機能の維持増進が図られる森林について、以下の事項に留意の上、実施する。

(ｱ)　主伐に当たっては、複層状態の森林に確実に誘導する観点から、自然条件等を踏まえ、森林を構成している樹種、林分構造等を勘案して行うこととする。また、立地条件、下層木の生育条件等を踏まえ、帯状又は群状の伐採等の効率的な施業の実施についても考慮する。

(ｲ)　択伐による場合は、林地生産力の増進が図られる適正な林分構造に誘導するよう適切な伐採率、繰り返し期間によることとする。

(ｳ)　天然更新を前提とする場合には、上記ア(ｳ) による。

ウ　天然生林へと誘導・維持する施業を導入する場合は、気候、地形、土壌等の自然条件等、林業技術体系等からみて、主として天然力を活用することにより的確な更新及び森林の諸機能の維持増進が図られる森林について、以下の事項に留意の上、実施する。

(ｱ)　主伐については、上記ア(ｱ) による。

(ｲ)　国土の保全、自然環境の保全、種の保存等のために禁伐その他の施業を行う必要のある森林については、その目的に応じて適切な施業を行う。

エ　保安林及び保安施設地区内の森林並びに森林法施行規則(昭和 26 年農林省令第 54 号)第 10 条に規定されている森林については、保全対象又は受益対象を同じくする森林ごとに制限の目的の達成に必要な施業を行うとともに、森林生産力の維持増進が図られる施業方法による。

オ　主伐の時期

皆伐を行う人工林の主伐の時期は、次のとおり。

樹　種	期待径級	仕立方法	主伐時期の目安
スギ	18～20cm	中仕立	40 年
	36cm～	中仕立	70 年
ヒノキ	18～20cm	中仕立	45 年
	26cm～	中仕立	80 年

注　期待径級は、胸高直径とした。

カ　伐採に関する留意事項

(ｱ)　皆伐を行う森林

１箇所当たりの伐採面積の限度は、おおむね５ha 以下（法令等による伐採面積の上限が５ha 未満の場合にあっては、当該制限の範囲内）とする。ただし、分収林の伐採面積については、契約面積を上限とする。

なお、伐採箇所は努めて分散を図るとともに、適切に保護樹帯等を設置することにより、新生林分の保護、土砂の流出の防備、自然景観の維持等を図る。

また、新植を予定する林分に、利用径級に達しない有用樹の小径木であって、形質の優れているものが生育している場合は、努めて保残する。

(ｲ)　天然更新を行う森林

天然更新を行う森林は、アカマツ、ケヤキ等の有用天然木を主とする森林であって、天然下種による更新が確実な林分又はシイ類、カシ類、クヌギ、コナラ等の森林であって、ぼう芽による更新が確実な林分とする。

１箇所当たりの伐採面積は、皆伐を行う森林に準ずるが、特に確実な更新を確保するため、伐採区域の形状、母樹の保残等について配慮するとともに、将来旺盛な成長が期待できる中小径木については、努めて保残し育成する。

伐採を行うに当たっては、天然稚樹の発生状況、種子の結実状況等を勘案し適正な時期を選定する。

(ｳ)　択伐を行う森林

択伐林分については、健全な林分を維持造成するため、林況に応じた択伐を行い、保護樹帯については、広葉樹を主体とする林分を期待し、新生林分の保護、風致の維持等の保護樹帯の効果を十分発揮できる森林の維持造成に努め、伐採は保護樹帯の防風効果の維持向上を図るため、健全な立木の育成と老齢木の除去を目的とした単木択伐を行う。

国土保全上重要な箇所については、老齢木・被害木の除去等により森林の各種被害の防止と活性化に資するため、原則として単木択伐を行う。

水資源の確保、風致景観の維持上重要な箇所については、公益的機能の確保と資源の有効利用を図るため、群状択伐又は単木択伐を行う。

(2)　立木の標準伐期齢

立木の標準伐期齢を次のとおりとする。

地　区	樹　種				
	ス　ギ	ヒノキ	マツ類	その他針	広葉樹
佐賀東部	40 年	45 年	35 年	40 年	35 年

(3)　その他必要な事項

該当なし

2　造林に関する事項

(1)　人工造林に関する事項

ア　人工造林の対象樹種

人工造林における造林すべき樹種は、気候、地形、土壌等の自然条件等を的確に掌握した上で、適地適木を原則とし、既往の造林実績及び林産物の需要動向を勘案して最も適合した樹種を選定し、原則としてスギ、ヒノキとする。

イ　人工造林の標準的な方法

植栽本数は、下表の本数を目安として地位・地利等の立地条件及び植栽品種の特性等を総合的に勘案して決定する。

また、人工造林を行うに当たっては、造林対象地の植生、地形、土壌等の現地の実態により、枝条存置、枝条筋置等の地拵を行った上で植栽するとともに、造林の低コスト化に向けたコンテナ苗の活用や伐採と造林の一貫作業システムの導入に努める。

単位：本/ha

区　分＼樹　種	ス　　ギ	ヒ　ノ　キ
育成単層林	1,500～2,000	1,500～2,000
育成複層林	1,000～2,000	1,000～2,000

注　保安林については、指定施業要件を満たすこと。

ウ　伐採跡地の人工造林をすべき期間

伐採跡地の人工造林をすべき期間は、公益的機能の維持や早期回復を図るため、原則として２年以内に更新させる。

(2)　天然更新に関する事項

天然更新については、気候、地形、土壌等の自然的条件、林業技術体系等からみて、主として天然力の活用により適確な更新が図られる森林において行う。

ア　天然更新の対象樹種

原則として高木性の樹種を対象とする。

イ　天然更新の標準的な方法

天然更新を導入する場合は、森林の確実な更新を図ることを旨として、下層植生、立地条件、前生樹等を勘案して、地表処理、刈出し、植込み及び芽かきを適切に行う。

また、更新が完了していないと判断される場合は、既往の天然有用樹種を勘案の上、

最も適合した樹種を選定・植栽等により確実に更新を図る。

樹種ごとの留意事項を以下に示す。

樹種	留意事項
マツ類	原則として天然更新によることとし、マツ類の生態的適地で、かつ、マツ類が現存し植生状態等の立地条件から、天然更新による成林が可能な箇所を選定し、伐採後に刈払い、かき起こし、稚樹刈出し等必要な更新補助作業を行う。
ケヤキ、ブナ類	種子の結実及び林床条件等を考慮して、天然稚樹の発生、生育を促す地表かき起こし等の更新補助作業並びに稚樹が少ない場合には植込み等により更新を図る。
その他広葉樹	有用広葉樹を育成、確保するため地理的条件、土壌条件等から、広葉樹の適地を対象として、ぼう芽による更新を図るとともに刈払い、植込み等の更新補助作業による育成単層林施業及び育成複層林施業を推進する。

(3)　その他必要な事項

該当なし

3　間伐及び保育に関する事項

(1)　間伐の標準的な方法

間伐は、樹幹がうっ閉し、立木間の競争が生じはじめた林分において、照度不足により下層植生の生育不良で表土の保全に支障が生じることの無いように実施する。主に目的樹種の一部を伐採することにより、不適木の除去、林木の配置の調整、森林の健全化を図りつつ、間伐木の有効利用を図ることを目的とし、下表を目安として積極的に実施する。

樹　種	主伐時の期待径級	間伐時期（年）			間伐の方法
		初回	２回目	３回目	
ス　ギ	18～20cm	20～25	30～35		間伐木の選定は、林分構成の適正化を図るため、残存林分の樹冠疎密度、樹間距離、樹幹の形質を考えて行う。 なお、現地の実態に応じて変形列状間伐の促進を図る。
	36cm～	20～25	30～35	40～45	
ヒノキ	18～20cm	22～27	32～37		
	26cm～	22～27	32～37	42～47	

(2)　保育の標準的な方法

ア　人工林

育成単層林においては、目的樹木の生育を促進し、形質の向上を図り生産目的に合った健全な森林を確実に造成するため、画一的に行うことなく、目的樹木の生育状況、植生の繁茂状況等現地の実態に応じた保育標準表を目安に、効果的な作業方法、作業時期、回数等を十分検討のうえ適切に行う。

育成複層林においては、目的樹木の生育を促進し、形質の向上を図るため照度の確保を考慮する。

	育成単層林	育成複層林
下刈	目的樹木の成長に必要な陽光を与え、健全な生育を図るため目的樹木の生育状況、植生の繁茂状況及び気象等の立地条件を勘案して適切な方法を選択する。	植生の繁茂により樹下植栽木が被圧され又は、照度不足により生育に支障がある場合に行う。
つる切	つるの種類及びその繁茂状況に応じて、目的樹木の生育に支障とならないよう適切に行う。 実施に当たっては、造林木の生育に最も影響を及ぼすクズの根絶を重点に置き、周囲の環境等に配慮した上で除草剤の効果的な使用を図るとともに、その生態的特性を考慮して個体数の少ない伐採前から繁殖力の小さい下刈期にかけて重点的に行う。	
除伐	目的樹木の生育を阻害している雑かん木及び目的樹木のうち被害木等生育の見込みのない不良木を伐除して確実な成林を図るため行う。 実施に当たっては、目的樹木の生育状況を十分見極めるとともに、有用天然木の活用を図るなど現地の実態に応じて適切に行う。 なお、風害その他気象害の恐れがある場合には、実施時期や実施方法等を検討して適切に実施する。	天然木が侵入し、植栽木の生育を阻害する場合、必要に応じ行う。 なお、間伐までの間に本数調整を行う必要がある林分については除伐２類を行う。
除伐２類	スギ、ヒノキ造林地のうち現に過密となっているか、又は、間伐若しくは主伐までの間に本数調整を行わないと過密となることが予想される林分について、その健全性を維持するため、種内競争緩和を目的に主として目的樹木の伐採を行う。 なお、「現に過密になっている林分」とは、Ry0.85 程度以上をいう。 また、「過密となることが予想される林分」とは、スギ Ry0.75、ヒノキ Ry0.70 程度以上をいう。	

保育標準表（スギ、ヒノキ普通伐期施業群、ケヤキ長伐期施業群、その他人工林施業群）

樹　種	保育の種　類	実　施　林　齢														
		2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	～20
ス　ギ ヒノキ	下　刈	←	―	―	―	―	→									
	つる切						←	―	―	―	―	―	―	―	→	
	除　伐									←	―	―	―	―	―	→
広葉樹	下　刈	←	―	―	―	→										
	つる切				←	―	―	―	―	→						
	除　伐												←	―	―	→
	台　切		←	―	―	―	→									

注１　この表は目安を示したものであり、実施に当たっては画一性を排除し、必要に応じて実施する。

２　広葉樹の台切は、イチイガシ（３～４年）、クヌギ（３～６年）等とし、ぼう芽力が旺盛で二又木や不整形木等となる樹種については必要に応じて実施する。

保育標準表（スギ長伐期施業群、ヒノキ長伐期施業群）

樹　種	保育の種　類	実　施　林　齢														
		2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	～20
ス　ギ ヒノキ	下　刈	←	―	―	―	―	→									
	つる切						←	―	―	―	―	―	―	―	→	
	除　伐									←	―	―	―	―	―	→

注　この表は目安を示したものであり、実施に当たっては画一性を排除し、必要に応じて実施する。

保育標準表（しいたけ原木施業群）

樹　種	保育の種　類	実　施　林　齢														
		2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	～20
クヌギ等	下　刈	←	―	―	―	→										
	つる切			←	―	―	―	―	―	→						
	除　伐								←	―	→					
	台　切		←	―	―	→										

注　この表は目安を示したものであり、実施に当たっては画一性を排除し、必要に応じて実施する。

保育標準表（スギ・ヒノキ複層林施業群、その他複層林施業群）

樹　種	保育の種　類	実　施　林　齢														
		2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	～20
ス　ギ ヒノキ	下　刈	←	―	―	―	→										
	つる切						←	―	―	―	―	―	―	―	→	
	除　伐									←	―	―	―	―	―	→
広葉樹	下　刈	←	―	―	→											
	つる切			←	―	―	―	―	―	→						
	除　伐								←	―	―	―	―	―	―	→

注　この表は目安を示したものであり、実施に当たっては画一性を排除し、必要に応じて実施する。

イ　天然林

育成単層林及び育成複層林においては、有用天然木の生育と植生の繁茂状況等現地の状況を考慮のうえ適切に保育を行う。

	育成単層林／育成複層林
下刈	植込みを行った部分に導入する。 なお、天然下種第２類で更新を完了した箇所のうち、有用天然木が競合植生により被圧され、成立本数の減少や成長阻害の恐れがある箇所についても必要に応じて下刈を実施する。
つる切	つる類の繁茂が著しく、有用天然木の形質を阻害する恐れのある箇所とする。
除伐	除伐箇所は、有用天然木の混交割合が本数率で 30%以上を占め、かつ、３ｍの通直木が ha 当たり 4,000 本以上成立している林分であって、有用天然木以外の上木等の影響を受け光不足のため生育が阻害される恐れのある箇所とする。

更新・保育標準表（育成単層林（天然林型）へ導くための施業）

作業種＼林齢		伐採前2年	1年	伐採	伐採後1年	2年	更新完了1	2	3	4	5	6	7			15～20
更新補助作業	ササ処理	↔														
	地かき		↔													
	刈出し					↔										
	植込み						↔									
下刈								←					→			
つる切									←				→			
除伐																↔

注　この表は目安を示したものであり、実施に当たっては画一性を排除し、必要に応じて実施する。

なお、下刈は、植込み箇所を対象に実施する。

更新・保育標準表（育成複層林（天然林型）へ導くための施業）

作業種＼林種	(伐)1年	(伐)2年	更新完了	2	3	4	5	6			10			15
地床処理	↔													
刈出し		↔												
植込み			↔											
下刈				←				→						
除伐														↔

注　この表は目安を示したものであり、実施に当たっては画一性を排除し、必要に応じて実施する。

なお、下刈は植込み箇所を対象に実施する。(伐)は、伐採跡地で更新完了に至らないもの。

(3)　その他必要な事項

該当なし

4　公益的機能別施業森林の整備に関する事項

(1) 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法

公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業方法については、別表１のとおり定める。

また、公益的機能別施業森林の区域設定及び施業の方法の考え方は以下のとおりとする。

<table>
<tr><th colspan="2">区　　域</th><th>区域設定の考え方</th><th>施業方法の考え方</th></tr>
<tr><td colspan="2">水源の涵(かん)養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域</td><td>水源涵(かん)養の高度発揮が求められている森林について、森林の維持及び構成、当該区域に係る地域の要請等を勘案しつつ、管理経営の一体性の確保の観点から、その配置についてできるだけまとまりをもたせて定める。ただし、狭小な区域を定めることに特別な意義を有する治山事業施行地等についてはこの限りではない。</td><td>伐期の長期化及び伐採面積の縮小・分散を図ることを基本とし、下層植生の維持（育成複層林にあっては、下層木の適確な生育）を図りつつ、根系の発達を確保するとともに、自然条件に応じて長伐期施業、択伐による複層林施業、択伐以外の方法による複層林施業を推進する。</td></tr>
<tr><td rowspan="4">土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域</td><td></td><td></td><td rowspan="4">それぞれの区域の機能に応じ、森林の構成を維持し、樹種の多様性を増進することを基本として、長伐期施業、択伐による複層林施業、択伐以外の方法による複層林施業など、良好な自然環境の保全や快適な利用のための景観の維持・形成を目的とした施業の方法を推進する。
なお、保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林のうち、特に地域独自の景観等が求められる森林において、風致の優れた森林の維持又は造成のために特定の樹種の広葉樹を育成する森林施業を行うことが必要な場合は、これを推進する。</td></tr>
<tr><td>土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域</td><td>山地災害防止機能・土壌保全機能の高度発揮が求められている森林について、森林の位置及び構成、当該区域にかかる地域の要請等を勘案しつつ、管理経営の一体性の確保の観点から、その配置についてできるだけまとまりを持たせて定める。ただし、狭小な区域を定めることに特別な意義を有する治山事業施行地についてはこの限りではない。</td></tr>
<tr><td>快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域</td><td>生活環境保全機能の高度発揮が求められている森林について、森林の位置及び構成、地域住民の意向等を勘案しつつ、管理経営の体制の確保の観点から、その配置についてできるだけまとまりをもたせて定める。</td></tr>
<tr><td>保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域</td><td>保健文化機能の高度発揮が求められている森林について、森林の位置及び構成、地域住民の意向等を勘案しつつ、管理経営の一体性の確保の観点から、その配置についてできるだけまとまりをもたせて定める。ただし、狭小な区域を単位として定めることに特別な意義を有する保護林、レクリエーションの森等についてはこの限りではない。</td></tr>
</table>

(2)　その他必要な事項

該当なし

5　林道等の開設その他林産物の搬出に関する事項

(1)　林道等の開設及び改良に関する基本的な考え方

林道等路網の開設については、傾斜等の自然条件、事業量のまとまり等地域の特性に応じて、環境負荷の低減に配慮し、木材の搬出を伴う間伐の実施や多様な森林への誘導等に必要な森林施業を効果的かつ効率的に実施するため、一般車両の走行を想定する「林道」、主として森林施業用の車両の走行を想定する「林業専用道」、集材や造材等の作業を行う林業機械の走行を想定する「森林作業道」からなる路網と高性能林業機械を組み合わせた低コストで効率的な作業システムに対応したものとする。

また、林道の開設に当たっては、森林の利用形態や地形・地質等に応じ林業専用道を導入するなど、丈夫で簡易な規格・構造を柔軟に選択するとともに、自然条件や社会的条件が良く、将来にわたり育成単層林として維持する森林を主体に整備を加速化させるなど、森林施業の優先順位に応じた整備を推進する。

基幹路網の現状を以下に示す。

単位　延長：km

区　　分	路 線 数	延　　長
基幹路網	13	57
うち林業専用道	1	1

(2)　効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムの基本的な考え方

効率的な森林施業を推進するための目安となる路網密度の水準及び作業システムの考え方は以下のとおり。

区　　分	作業システム	路網密度	
			基幹路網
緩傾斜地（　0°～ 15°）	車両系作業システム	100m/ha 以上	35m/ha 以上
中傾斜地（ 15°～ 30°）	車両系作業システム	75m/ha 以上	25m/ha 以上
	架線系作業システム	25m/ha 以上	
急傾斜地（ 30°～ 35°）	車両系作業システム	60m/ha 以上	15m/ha 以上
	架線系作業システム	15m/ha 以上	
急 峻 地（ 35°～　　）	架線系作業システム	5m/ha 以上	5m/ha 以上

注１　「架線系作業システム」とは、林内に架設したワイヤーロープに取り付けた搬器等を移動させて木材を吊り上げて集積するシステム。タワーヤーダ等を活用する。

２　「車両系作業システム」とは、林内にワイヤーロープを架設せず、車両系の林業機械により林内の路網を移動しながら木材を集積、運搬するシステム。フォワーダ等を活用する。

(3)　更新を確保するため林産物の搬出方法を特定する森林の所在及びその搬出方法

該当なし

(4)　その他必要な事項

該当なし

6　森林施業の合理化に関する事項

(1)　林業に従事する者の養成及び確保に関する方針

今後、森林の流域管理システムの確立及び国有林野事業における民間実行の徹底を図るうえで、林業事業体の経営基盤強化が重要となっているが、林業事業体の労働者は、年々減少傾向で推移し、高齢化も進行している。

このため、林業事業体の雇用の安定化、高性能林業機械の開発・導入、林業労働者の就労条件の改善、労働安全衛生の確保等に関する一般林業施策の充実が重要であり、国有林野事業としても、民有林及び関係機関と連携を図りつつ、請負事業の計画的発注、間伐木等の販売等を通じた経営の安定強化策、高性能林業機械の導入を含む機械化の促進のための措置、労働安全衛生対策等により地域の実態に即した林業事業体雇用の安定化が図られるよう事業発注時期の公表や技術習得情報の提供等に努める。

(2)　作業システムの高度化に資する林業機械の導入の促進に関する方針

素材生産については、生産性を高めるため、プロセッサ、フォワーダ等の高性能林業機械及び自走式搬機等の小型林業機械の導入推進のための措置が重要となっている。

このため、請負事業の実行に当たっては、搬出路網の拡充、必要な作業土場等の確保、ロットのまとまり、オペレーター養成等の環境整備に配慮し、高性能林業機械の導入促進に努め、生産コストの低減、生産性の向上、労働強度の軽減及び若年労働者の新規参入等の推進に努める。

(3)　林産物の利用の促進のための施設の整備に関する方針

国有林材の安定供給システムによる販売等を通じて木材の計画的、安定的な供給や供給ロットの拡大に努め、木材の安定的取引関係の確立等による流通・加工コストの低減に寄与し、需要者ニーズに即した製品を供給しうる体制の確立に民有林と連携しながら取り組む。

(4) その他必要な事項

森林経営管理制度の導入により、民有林において、森林の経営管理を森林所有者自らが実行できない場合には、市町村が経営管理の委託を受け、林業経営に適した森林については意欲と能力のある林業経営者に再委託することとなっていることから、国有林事業としても、事業委託に際してはこうした林業経営者の受注機会の拡大に配慮するなど、意欲と能力のある林業経営者の育成に取り組むとともに、自ら森林経営を実施する市町村を支援するため、現地検討会の開催等を通じて森林・林業技術者の普及や情報提供に取り組む。

第４　森林の保全に関する事項

１　森林の土地の保全に関する事項

(1)　樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林の地区

単位　面積：ha

森林の所在		面　積	留意すべき事項	備　　考
市町村	地区（林班）			
佐　賀　市	22～34、56～61、63、64、67、69、72、83～87、(富士１)、(北山2、4、5)、(南山3、7)	2,472.65	林地の適切な管理並びに適切な施業の実施により林地の保全を図るほか、土石・樹根の採掘、開墾、その他土地の形質の変更に当たっては、十分留意する。 なお、保安林については上記に留意するほか、各保安林の指定施業要件に基づいて行う。	水源かん養保安林 土砂流出防備保安林 土砂崩壊防備保安林
鳥　栖　市	2～7	895.30		水源かん養保安林
多　久　市	(西多久6)	13.02		水源かん養保安林
武　雄　市	1046～1048	101.74		水源かん養保安林
鹿　島　市	1055～1075	1,296.99		水源かん養保安林 土砂崩壊防備保安林 干害防備保安林
小　城　市	73～78、(小城3、4)	522.70		水源かん養保安林
嬉　野　市	1043～1045、1076～1079、1082、1087、1088	499.65		水源かん養保安林 土砂流出防備保安林 干害防備保安林
神　埼　市	11、17～21、40、41、43、44、52、53、59、(脊振19)	922.11		水源かん養保安林 土砂流出防備保安林
吉野ヶ里町	10～16、38～43	1,214.94		水源かん養保安林 土砂流出防備保安林
基　山　町	1	40.72		水源かん養保安林
上　峰　町	37、38	99.39		水源かん養保安林
みやき町	8、9、35、36	477.49		水源かん養保安林
白　石　町	1039～1043	175.87		水源かん養保安林
太　良　町	1051、1052、1055、(多良2～4、7～9、12)(大浦2、4)	345.84		水源かん養保安林
総　　数		9,078.41		

注　(　)書は、公有林野等官行造林地である。

(2)　森林の土地の保全のため林産物の搬出方法を特定する必要のある森林及びその搬出方法

該当なし

(3)　土地の形質の変更に当たって留意すべき事項

土地の形質の変更に当たっては、調和のとれた快適な地域環境の整備を推進する観点に立って森林の適正な保全と利用との調和を図る。なお、土地の形質の変更を行う場合は、下記に留意する。

ア　土石の切取・盛土等土地の形質の変更に当たっては、地形・地質等の条件、行うべき施業の内容等に留意してその実施地区の選定を行う。

イ　土石の切取・盛土を行う場合には、法勾配の安定を図り、必要に応じて法面保護のための緑化工、土留工等の施設の設置及び水の適切な処理のための排水施設を設ける。

ウ　その他の土地の形質の変更の場合には、その態様に応じて、土砂の流出、崩壊等の防止に必要な施設を設ける等適切な保全措置を講ずる。

(4)　その他必要な事項

該当なし

2　保安施設に関する事項

(1)　保安林の整備に関する方針

保安林については、第２の１に定める「森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項」に則し、流域における森林に関する自然的条件、社会的要請及び保安林の配備状況等を踏まえ、水源の涵(かん)養、災害の防備、保健・風致の保存等の目的を達成するため保安林として指定する必要がある森林について、水源かん養保安林、土砂流出防備保安林、保健保安林等の指定に重点を置いて保安林の配備を計画的に推進するとともに、必要に応じて指定施業要件を見直し、その保全を確保する。

(2)　保安施設地区の指定に関する方針

該当なし

(3)　治山事業の実施に関する方針

治山事業については、国民の安全・安心の確保を図る観点から、第２の１に定める「森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項」に則し、災害に強い地域づくりや水源地域の機能強化を図るため、事前防災・減災の考え方に立ち、緊急かつ計画的な実施を必要とする荒廃地等を対象として、植栽及び本数調整伐等の保安林の整備並びに渓間工、山腹工及び地下水排除工等の治山施設の整備を、流域特性等に応じた形で計画的に推進する。

その中で、流域保全の観点からの関係機関が連携した取組や地域における避難体制の整備などのソフト対策との連携を通じ、山地災害の減災に向け、事業実施等の効果的な対策を講ずる。その際、保安林の配備による伐採等に対する規制措置と治山事業の実施の一体的な運用、既存施設の長寿命化対策の推進を含めた総合的なコスト縮減に努めるとともに、現地の実情を踏まえ、必要に応じて、在来種による緑化や治山施設への魚道の設置など生物多様性の保全に努める。

(4)　その他必要な事項

該当なし

3　鳥獣害の防止に関する事項

(1)　鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法

ア　区域の設定

鳥獣害防止森林区域については、被害が軽微のため定めない。

イ　鳥獣害の防止の方法

森林の適確な更新及び造林木の確実な育成を図ることを旨として、地域の実情に応じて、対象鳥獣の別に、当該対象鳥獣からの被害を防止するために効果を有すると考えられる方法により、防護柵の設置若しくは維持管理、幼齢木保護具の設置、剥皮防止帯の設置、現地調査等による森林のモニタリングの実施等の植栽木の保護措置又はわな捕獲（ドロップネット、くくりわな、囲いわな、箱わな等によるものをいう。）、誘引狙撃等の銃器による捕獲等の捕獲による鳥獣害防止対策を推進する。

保護林等においては、上記に準じた鳥獣害防止対策を推進する。

この際、地元行政機関等と連携した対策を推進することとし、鳥獣保護管理施策や農業被害対策等と連携する。

(2)　その他必要な事項

該当なし

4　森林病害虫の駆除及び予防その他の森林の保護に関する事項

(1)　森林病害虫等の被害対策の方針

森林病虫害等による被害の早期発見及び早期駆除を図るために、適切な森林の巡視に努める。

(2)　鳥獣による森林被害対策の方針（３に掲げる事項を除く。）

３(1) に定める対象鳥獣以外の鳥獣による森林被害及び鳥獣害防止森林区域外における対象鳥獣による森林被害について、地域の森林資源の構成、被害の動向を踏まえ、必要に応じて、３(1) イに準じた鳥獣害防止対策を推進する。

(3)　林野火災の予防の方針

林野火災等の森林被害を未然に防止するため、林内歩道等の整備を図りつつ、地域と連携した森林巡視、山火事警防等を適時適切に実施する。

(4)　その他必要な事項

該当なし

第５　計画量等

１　間伐立木材積その他の伐採立木材積

単位　材積：千㎥

区分	総数			主伐			間伐		
	総数	針葉樹	広葉樹	総数	針葉樹	広葉樹	総数	針葉樹	広葉樹
総数	695	570	125	290	238	52	405	332	73
うち前半５年分	344	282	62	143	117	26	201	165	36

２　間伐面積

単位　面積：ha

区分	間伐面積
総数	3,726
うち前半５年分	1,849

３　人工造林及び天然更新別の造林面積

単位　面積：ha

区分	人工造林	天然更新
総数	771	330
うち前半５年分	380	163

４　林道の開設又は拡張に関する計画

単位　延長：km　面積：ha

開設/拡張	種類	区分	位置（市町村）	路線名	延長及び箇所数	利用区域面積	うち前半５年分	図面番号	備考
開設	自動車道	林業専用道	佐賀市	上合瀬布巻林道３１林道	1.2 1	105		①	
				春日金立山５８林道	1.2 1	106		③	
				天水６４林道	1.0 1	71	○	⑩	
				柳谷４５林道	0.5 1	33		⑪	
				詰谷６６林道	1.5 1	171		⑰	
			小　計		5.4 5	486			
			鳥栖市	九千部５林道５支線	1.6 1	192	○	⑦	
			小　計		1.6 1	192			
			鹿島市	本城１０６５林道	1.4 1	125		⑤	
				本城片木山１０７３林道	1.0 1	178		⑮	
			小　計		2.4 2	303			
			小城市	岩蔵清水山７７林道	2.1 1	262	○	④	
				彦岳７６林道	0.9 1	65	○	⑫	
			小　計		3.0 2	327			
			嬉野市	春日１０７６林道	1.0 1	123	○	⑯	
			小　計		1.0 1	123			

単位　延長：km　面積：ha

開設	自動車道	林業専用道	吉野ヶ里町	松隈九瀬谷１０林道	2.12	305	○	②	
				松隈九瀬谷１１林道	0.71	129	○	⑥	
				永山１４林道	1.51	146		⑧	
				竹屋敷１２林道	0.51	38		⑨	
			小　計		4.85	618			
			白石町	深浦横山１０３９林道	1.51	41	○	⑬	
			小　計		1.51	41			
			太良町	大平黒池１０５２林道	0.81	162	○	⑭	
			小　計		0.81	162			
	開　設　計				20.418	2.252			
拡張	舗装	林道	佐賀市	合瀬林道	0.51				
	舗装			三瀬林道	0.41				
	舗装			高取林道	1.01		○		
	舗装			宇土山林道	0.21				
	舗装			布巻林道	1.01		○		
	舗装			桟敷林道	0.51		○		
			小　計		3.66				

単位　延長：km　面積：ha

拡張	改良	林道	鳥栖市	大河内林道	0.21				
	舗装			九千部林道	1.01		○		
	舗装			九千部林道 ５支線	0.51		○		
	舗装			九千部林道 ６支線	0.71				
			小　　計		2.44				
	舗装		鹿島市	片木山林道	0.41				
	舗装			本城片木山林道	1.01		○		
	舗装			本城片木山林道 ５８支道	0.41				
	舗装			片木山林道 片木山支線	1.01				
			小　　計		2.84				
	改良		小城市	彦岳林道	0.22		○		
			小　　計		0.22				
	舗装		嬉野市	春日林道	0.31		○		
	改良	林業専用道		久間横山 １０４４林道	0.21		○		
			小　　計		0.52				

単位　延長：km　面積：ha

拡張	舗装	林道	神埼市	吉野山林道	1.0 1		○		
	舗装			永山林道１７支線	0.4 1				
	舗装			第一城原林道	0.4 1				
			小　　計		1.8 3				
	舗装		吉野ヶ里町	永山林道	2.0 1		○		
	改良			永山林道第一支線	0.1 1				
	舗装			竹屋敷林道	0.3 1		○		
	舗装			山田林道	2.0 2		○		
	舗装			石動林道	1.0 1				
			小　　計		5.4 6				
	改良		みやき町	丸山林道	0.1 1				
			小　　計		0.1 1				
拡　張　計					16.8 28				

5　保安林の整備及び治山事業に関する計画

(1)　保安林として管理すべき森林の種類別面積等

①　保安林として管理すべき森林の種類別の計画期末面積

単位　面積：ha

保安林の種類	面　　積		備　考
		うち前半５年分	
総数（実面積）	9,191	8,663	
水源涵(かん)養のための保安林	8,957	8,424	
災害防備のための保安林	1,077	1,077	
保健、風致の保存等のための保安林	415	195	

注　総数欄は、２以上の目的を達成するために指定される保安林があるため、水源涵(かん)養のための保安林等の内訳の合計に一致しないことがある。

②　計画期間内において保安林の指定又は解除を相当とする森林の種類別の所在及び面積等

単位　面積：ha

指定／解除	種類	森林の所在		面　　積		指定又は解除を必要とする理由	備考
		市町村	区域(林班)		うち前半５年分		
	該当なし						

③　計画期間内において指定施業要件の整備を相当とする森林の面積

単位　面積：ha

種　類	指定施業要件の整備区分				
	伐採方法の変更面積	皆伐面積の変更面積	択伐率の変更面積	間伐率の変更面積	植栽の変更面積
該当なし					

(2)　保安施設地区として指定することを相当とする土地の所在及び面積等

森林の所在		面積		指定を必要とする理由	備考
市町村	区域(林班)		うち前半５カ年分		
該当なし					

(3)　実施すべき治山事業の数量

単位　地区

森林の所在		治山事業施工地区数		主な工種	備考
市町村	区域(林班)		うち前半５年分		
佐　賀　市	22, 25, 27～31, 33, 34, 56～64, 67, 69, 71, 72, 85～87	25	13	渓間工・山腹工・本数調整伐	
鳥　栖　市	2～7	6	4	渓間工・山腹工・本数調整伐	
武　雄　市	1048	1	1	山腹工・本数調整伐	
鹿　島　市	1057～1060, 1065～1068, 1070～1073	12	8	渓間工・山腹工・本数調整伐	
小　城　市	73, 75～78	5	3	渓間工・山腹工・本数調整伐	
嬉　野　市	1043～1045, 1076	4	1	渓間工・山腹工・本数調整伐	
神　埼　市	11, 17～21, 40, 41, 43, 44, 50, 52, 53, 59	14	7	渓間工・山腹工・本数調整伐	
吉野ヶ里町	10～16, 38～43	13	5	渓間工・山腹工・本数調整伐	
基　山　町	1	1	1	渓間工・本数調整伐	
みやき町	8, 9, 35	3	2	渓間工・山腹工・本数調整伐	
白　石　町	1041	1	1	本数調整伐	
総　　数		85	46		

第６　その他必要な事項

１　保安林その他法令により施業について制限を受けている森林の施業方法

単位　面積：ha

種類	森林の所在		面積	施業方法		備考
	市町村	区域（林班）		伐採方法	その他	
水源かん養保安林	総　　数		8,770.42	別記１参照		
	佐賀市	22~34,56~61,63,64,67,69,83~87,（南山3,7）（北山2,4,5）	2,276.18			
	鳥栖市	2~7	883.12			
	多久市	(西多久6)	13.02			
	武雄市	1046~1048	100.30			
	鹿島市	1055~1075	1,284.48			
	小城市	73~78,(小城3,4)	518.99			
	嬉野市	1043~1045,1076~1079,1082	453.15			
	神埼市	11,17~21,40,41,43,44,52,53,59,（脊振19）	916.63			
	吉野ヶ里町	10~16,38~43	1,198.50			
	基山町	1	40.59			
	上峰町	37,38	99.61			
	みやき町	8,9,35,36	466.53			
	白石町	1039~1043	174.03			
	太良町	1051,1052,1055,(多良2~4,7~9,12)(大浦2,4)	345.29			
土砂流出防備保安林	総　　数		428.28			
	佐賀市	56,61,72,84~86,(南山7)(富士1)	377.49			
	嬉野市	1087	9.79			
	神埼市	43,44	40.11			
	吉野ヶ里町	42	0.89			
土砂崩壊防備保安林	総　　数		22.39			
	佐賀市	67	6.37			
	鹿島市	1060	16.02			

単位　面積：ha

種類	森林の所在		面積	施業方法		備考
	市町村	区域（林班）		伐採方法	その他	
干害防備保安林	総　　数		597.81	別記１参照		
	鹿島市	1057~1062, 1068~1071	558.08			
	嬉野市	1082, 1088	39.73			
保健保安林	総　　数		207.11			
	鳥栖市	3, 4	56.89			
	鹿島市	1067~1072	91.10			
	嬉野市	1087	9.79			
	神埼市	18~20	49.33			
砂防指定地	総　　数		3.78	別記２参照		
	鳥栖市	6, 7	2.90			
	鹿島市	1068, 1073	0.88			
県立公園 第１種特別地域	総　　数		115.06			
	鳥栖市	3, 4	57.42			
	神埼市	18~20	57.64			
県立公園 第２種特別地域	総　　数		150.60			
	佐賀市	22~31, 33, 34	86.29			
	鳥栖市	4~6	29.59			
	神埼市	21	31.57			
	みやき町	8	3.15			
県立公園 第３種特別地域	総　　数		472.44			
	佐賀市	27, 28, 56, 57, 61, 83	178.24			
	鳥栖市	3, 4, 6	102.37			
	小城市	77, 78	49.65			
	神埼市	18~20	142.18			
史跡名勝 天然記念物	総　　数		2.88			
	吉野ヶ里町	16	2.88			

２　その他必要な事項

該当なし

別表１　公益的機能別施業森林の区域及び施業方法

１　水源の涵(かん)養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

単位　面積：ha

区　分		森林の区域（林班）	面　積	施業方法
総　数			9,968.48	
市町村別内訳	佐　賀　市	22~34, 45~47, 56~67, 69~72, 83~87	3,058.30	伐期の延長、複層林施業（択伐以外）、複層林施業（択伐）のいずれかにより、水源の涵(かん)養機能の維持増進を図る。
	鳥　栖　市	2~7	900.05	
	武　雄　市	1046~1048	101.74	
	鹿　島　市	1055~1075	1,297.54	
	小　城　市	73~78	491.08	
	嬉　野　市	1043~1045, 1076~1084, 1087, 1088	765.23	
	神　埼　市	11, 17~21, 40, 41, 43, 44, 50~55, 59	1,170.39	
	吉野ヶ里町	10~16, 38~43	1,219.54	
	基　山　町	1	40.72	
	上　峰　町	37, 38	100.28	
	みやき町	8, 9, 35, 36	477.49	
	白　石　町	1039~1043	175.87	
	太　良　町	1051, 1052, 1055	170.25	

2　土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

①　土地に関する災害の防止及び土壌の保全機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

単位　面積：ha

区　分		森林の区域（林班）	面　積	施業方法
総　数			3,860.14	
市町村別内訳	佐　賀　市	22~34, 56~64, 71, 72, 83~86	900.67	長伐期施業、複層林施業（択伐以外）、複層林施業（択伐）のいずれかにより、森林の有する土地に関する災害の防止機能、土壌の保全機能の維持増進を図る。
	鳥　栖　市	2~7	511.18	
	武　雄　市	1048	21.77	
	鹿　島　市	1057~1075	966.62	
	小　城　市	73, 74, 76~78	194.38	
	嬉　野　市	1043, 1077~1080, 1082~1084, 1087	112.92	
	神　埼　市	17~21, 40, 43, 50~55, 59	529.61	
	吉野ヶ里町	10~16, 38~43	401.94	
	基　山　町	1	6.00	
	上　峰　町	37, 38	51.88	
	みやき町	8, 9, 35, 36	135.05	
	白　石　町	1040, 1043	9.07	
	太　良　町	1051	19.05	

②　快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

単位　面積：ha

区　分		森林の区域（林班）	面　積	施業方法
総　数				
市町村別内訳	該当なし			

③　保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

単位　面積：ha

区　分		森林の区域（林班）	面　積	施業方法
総　数			412.75	
市町村別内訳	佐　賀　市	22~31,33,34	158.89	複層林施業（択伐）、により、保健文化機能の維持増進を図る。
	鳥　栖　市	2~5	94.21	
	鹿　島　市	1067	8.31	
	小　城　市	78	23.28	
	嬉　野　市	1080,1087	11.11	
	神　埼　市	18~21	89.21	
	吉野ヶ里町	16	2.88	
	基　山　町	1	6.00	
	みやき町	8,9	18.86	

別記１　保安林の森林施業

<table>
<tr><th colspan="2">区　　分</th><th>森　林　施　業</th><th>備考</th></tr>
<tr><td rowspan="2">伐採の方法</td><td>主伐に係るもの</td><td>1　水源かん養、防風、干害防備保安林は、原則として伐採種を定めない。伐期は、標準伐期齢以上とする。
2　土砂流出防備、土砂崩壊防備、飛砂防備、水害防備、潮害防備、魚つき、航行目標、保健、風致保安林は、原則として択伐とする。伐期は、標準伐期齢以上とする。
3　落石防止保安林は、原則として禁伐とする。</td><td rowspan="8">詳細については箇所別の指定施業要件による。</td></tr>
<tr><td>間伐に係るもの</td><td>1　主伐ができる森林で、伐採ができる箇所は、樹冠疎密度が10分の８以上の箇所とする。
2　禁伐である森林は、原則として伐採を禁止する。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">伐採の限度</td><td>主伐に係るもの</td><td>1　地形、気象、土壌等の状況により特に保安機能の維持又は強化を図る必要がある森林については、伐採年度ごとに皆伐による伐採をすることができる１箇所当たりの面積の限度を定める。
2　伐採年度ごとに択伐による伐採をすることができる立木の材積は、農林水産省令で定める択伐率による材積を超えないものとする。ただし、その択伐率は、植栽に係る事項が定められた森林で保安林指定後最初に行う箇所は 10 分の４以下、それ以外の箇所は10分の３以下とする。</td></tr>
<tr><td>間伐に係るもの</td><td>伐採年度ごとに伐採をすることができる立木の材積率は、10分の3.5以下とする。</td></tr>
<tr><td colspan="2">植　栽</td><td>植栽によらなければ的確な更新が困難と認められる箇所を定める。</td></tr>
<tr><td rowspan="3"></td><td>方法に係るもの</td><td>おおむね、１ha 当たり農林水産省令で定める本数以上の割合で均等に植栽する。</td></tr>
<tr><td>期間に係るもの</td><td>伐採年度の翌年度の初日から起算して２年以内に植栽する。</td></tr>
<tr><td>樹種に係るもの</td><td>指定施業要件で定める樹種を植栽する。</td></tr>
</table>

別記２　自然公園等の森林施業

<table>
<tr><th colspan="2">区　　分</th><th>施 業 方 法 の 基 準</th></tr>
<tr><td rowspan="3">自
然
公
園</td><td>第　１　種
特 別 地 域</td><td>・原則禁伐
・風致維持に支障のない場合単木択伐
・択伐率は現在蓄積の 10%以内</td></tr>
<tr><td>第　２　種
特 別 地 域</td><td>・原則択伐
・風致の維持に支障のない場合皆伐
　一伐区面積は２ha 以内。一定の要件を満たせば伐区面積を増大することができる。
　伐区は努めて分散し、更新後５年を経過しなければ連続して設定できない。
・車道、歩道等の周辺は、単木択伐
・択伐率　用材林　現在蓄積の 30%以内
　　薪炭林　現在蓄積の 60%以内</td></tr>
<tr><td>第　３　種
特 別 地 域</td><td>風致の維持を考慮し、特に制限を受けない。</td></tr>
<tr><td colspan="2">砂 防 指 定 地</td><td>佐賀県砂防指定地管理規則による。</td></tr>
<tr><td colspan="2">史 跡 名 勝
天 然 記 念 物</td><td>禁伐
詳細は、文化財保護法等による。</td></tr>
</table>

（附） 参 考 資 料

1　森林計画区の概要

（1）　市町村別土地面積及び森林面積

単位　面積：ha　比率：％

区分		区域面積 ①	森林面積 ②総数	国有林	民有林	森林率 ②/①×100
総数		159,610	65,676	10,413	55,263	41
市町村別内訳	佐賀市	43,184	17,686	3,234	14,452	41
	鳥栖市	7,172	2,333	900	1,433	33
	多久市	9,696	4,862	13	4,849	50
	武雄市	19,540	10,243	102	10,141	52
	鹿島市	11,212	5,347	1,298	4,050	48
	小城市	9,581	2,312	532	1,780	24
	嬉野市	12,641	7,206	765	6,441	57
	神埼市	12,513	5,759	1,203	4,556	46
	吉野ヶ里町	4,399	2,037	1,220	817	46
	基山町	2,215	952	41	911	43
	上峰町	1,280	185	100	85	14
	みやき町	5,192	920	477	442	18
	大町町	1,150	333	0	333	29
	江北町	2,449	373	0	373	15
	白石町	9,956	1,028	176	852	10
	太良町	7,430	4,101	352	3,749	55

資料：１　区域面積は、国土交通省国土地理院「令和２年全国都道府県市町村別面積調べ」
　　２　国有林（官公造林を含む）は、令和２年３月３１日現在
　　３　民有林面積は、佐賀県森林整備課調べ（森林法第５条民有林面積）
注　　四捨五入により計は必ずしも一致しない。

（2）　地　況

ア　気　候

観測地	気温（℃） 最高	最低	年平均	年間降水量（mm）	主風の方向
佐賀観測所	37.8	-2.8	17.7	2,079	北北西
嬉野観測所	36.8	-3.2	15.9	2,288	北北西
白石観測所	38.2	-4.2	16.7	1,983	西北西
川副観測所	36.2	-2.8	16.7	1,559	北

資料：「気象庁ホームページ」気象観測データ（２０１９年）

イ　地　勢

Ⅰ―１（１）イのとおり

ウ　地質、土壌等

Ⅰ－１（１）ウのとおり（別図参考）

（３）　土地利用の現況

単位　面積：ha

区　分		区域面積	森　林	農　地			その他	
				総　数	うち田	うち畑	総　数	うち宅地
総　数		159,610	65,676	39,321	34,178	5,095	54,613	12,361
市町村別内訳	佐賀市	43,184	17,686	10,700	10,000	638	14,798	3,789
	鳥栖市	7,172	2,333	1,270	1,240	36	3,569	1,362
	多久市	9,696	4,862	1,420	1,020	399	3,414	547
	武雄市	19,540	10,243	2,940	2,510	432	6,357	1,107
	鹿島市	11,212	5,347	2,210	1,310	903	3,655	626
	小城市	9,581	2,312	3,500	3,150	354	3,769	847
	嬉野市	12,641	7,206	2,000	1,340	664	3,435	556
	神埼市	12,513	5,759	3,070	2,950	124	3,684	704
	吉野ヶ里町	4,399	2,037	880	819	61	1,482	390
	基山町	2,215	952	297	251	46	966	340
	上峰町	1,280	185	470	451	19	625	234
	みやき町	5,192	920	1,960	1,840	112	2,312	571
	大町町	1,150	333	304	271	33	513	137
	江北町	2,449	373	1,060	1,000	59	1,016	224
	白石町	9,956	1,028	5,860	5,650	215	3,068	655
	太良町	7,430	4,101	1,380	376	1,000	1,949	272

資料：１　総数は、国土交通省国土地理院「令和２年全国都道府県市区町村別面積調べ」
　　２　森林は、佐賀県森林整備課調べ
　　３　農地は、農林水産省「令和元年耕地及び作付け面積統計」
　　４　宅地は、総務省「令和元年度（平成３１年度）固定資産の価格等に関する概要調
注：　四捨五入により計は必ずしも一致しない。

（4）　産業別生産額

単位　金額：百万円

区分		総生産額	第１次産業				第２次産業	第３次産業	輸入税に課せられる税・関税	資本形成に係る消費税（控除）
			計	農業	林業	水産業				
総数		2,215,704	62,814	47,220	1,080	14,515	618,407	1,520,656	31,710	17,883
市町村別内訳	佐賀市	867,985	19,291	10,292	358	8,641	133,783	709,494	12,422	7,006
	鳥栖市	386,528	905	871	34	－	177,066	206,145	5,532	3,120
	多久市	52,274	2,177	2,103	74	0	12,876	36,894	748	422
	武雄市	165,889	2,888	2,753	135	0	47,199	114,767	2,374	1,339
	鹿島市	86,953	6,383	4,522	69	1,792	23,548	56,479	1,244	702
	小城市	107,156	4,494	3,340	30	1,124	26,366	75,628	1,534	865
	嬉野市	79,526	2,393	2,262	105	26	24,680	51,957	1,138	642
	神埼市	92,647	2,666	2,457	106	103	39,010	50,395	1,326	748
	吉野ヶ里町	73,194	1,133	1,107	26	－	30,487	41,118	1,048	591
	基山町	57,784	238	214	24	－	23,996	33,190	827	466
	上峰町	44,745	424	422	2	－	23,411	20,631	640	361
	みやき町	70,174	1,293	1,283	10	－	20,763	47,680	1,004	566
	大町町	23,705	206	203	3	－	14,395	8,956	339	191
	江北町	25,088	1,299	1,295	4	－	8,922	14,710	359	202
	白石町	60,493	10,209	8,713	11	1,485	9,203	40,703	866	488
	太良町	21,563	6,816	5,383	89	1,344	2,702	11,911	309	174

資料：佐賀県統計分析課「平成２８年度市町村民経済計算報告書」

注：１　総数は輸入品に課せられる税等を加算した数値のため、各項目の合計は一致しない。

２　四捨五入により計は必ずしも一致しない。

（5）　産業別就業者数

単位　人数：人

区分		総数	第１次産業				第２次産業	第３次産業
			計	農業	林業	漁業		
総数		298,801	23,860	21,067	317	2,476	69,629	205,312
市町村別内訳	佐賀市	109,344	6,668	5,180	103	1,385	21,156	81,520
	鳥栖市	32,773	665	653	8	4	7,981	24,127
	多久市	9,424	823	802	15	6	2,652	5,949
	武雄市	23,516	1,472	1,438	33	1	6,662	15,382
	鹿島市	15,605	2,220	1,801	25	394	4,007	9,378
	小城市	22,086	1,819	1,598	18	203	5,258	15,009
	嬉野市	13,778	1,258	1,222	31	5	3,442	9,078
	神埼市	15,442	1,430	1,390	23	17	4,224	9,788
	吉野ヶ里町	7,808	398	393	5	－	2,221	5,189
	基山町	8,075	274	268	6	－	1,896	5,905
	上峰町	4,438	222	222	－	－	1,306	2,910
	みやき町	11,050	686	680	5	1	3,155	7,209
	大町町	2,929	178	176	2	－	829	1,922
	江北町	4,940	590	586	3	1	1,347	3,003
	白石町	12,752	3,606	3,467	8	131	2,411	6,735
	太良町	4,841	1,551	1,191	32	328	1,082	2,208

資料：総務省統計局「平成２７年国勢調査報告」

注：総数には「分類不能」の産業に従事するものを含む。

２　森林の現況

（１）　齢級別森林資源表

単位：面積：ha，材積：立木は1,000m3　立竹は1,000束　成長量：1,000m3

区分				総数			１齢級			２齢級			３齢級			４齢級		
				面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量
総数				10,412.13	3,034	65	191.19			114.54			39.03	1		42.35	2	
立木地	総数		総数	9,996.28	3,033	65	191.19			114.54			39.03	1		42.35	2	
			針	6,955.97	2,505	61	191.16			111.63			20.23	1		26.24	2	
			広	3,040.31	527	4	0.03			2.91			18.80			16.11	1	
	人工林	総数	総数	7,229.67	2,604	62	191.19			113.11			24.65	1		34.73	2	
			針	6,663.76	2,454	61	191.16			111.63			20.23	1		26.24	2	
			広	565.91	150	1	0.03			1.48			4.42			8.49		
		育成単層林	総数	7,090.99	2,553	62	108.70			56.92			24.65	1		34.73	2	
			針	6,525.08	2,408	60	108.67			55.44			20.23	1		26.24	2	
			広	565.91	145	1	0.03			1.48			4.42			8.49		
		育成複層林	総数	(138.68) 138.68	51	1	82.49			56.19								
			針	138.68	46	1	82.49			56.19								
			広		6													
	天然林	総数	総数	2,766.61	429	3				1.43			14.38			7.62		
			針	292.21	51													
			広	2,474.40	377	2				1.43			14.38			7.62		
		育成単層林	総数	23.62	1					1.43			13.77					
			針															
			広	23.62	1					1.43			13.77					
		育成複層林	総数	524.94	94	1												
			針	175.06	32													
			広	349.88	63													
		天然林	総数	2,218.05	333	2							0.61			7.62		
			針	117.15	20													
			広	2,100.90	314	2							0.61			7.62		
竹林				0.81														
無立木地				415.85	1													

（注）１．人工林及び天然林で点生木のみの林分については、本表の集計には含まれていない。
２．竹林の集計値については、総計欄には含まれていない。
３．（　）は、人工林の育成複層林の上、中層木の面積で外書。

単位：面積：ha，材積：立木は1,000m3　立竹は1,000束　成長量：1,000m3

区分				5齢級			6齢級			7齢級			8齢級			9齢級		
				面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量
総数				107.30	10	1	223.67	34	3	383.50	77	5	607.07	199	9	784.31	315	11
立木地	総数		総数	107.30	10	1	223.67	34	3	383.50	77	5	607.07	199	9	784.31	315	11
			針	69.59	8	1	151.86	29	2	260.84	64	4	553.77	193	9	759.90	311	11
			広	37.71	2		71.81	5		122.66	12		53.30	7		24.41	4	
	人工林	総数	総数	85.96	9	1	169.75	30	2	280.24	67	4	568.02	195	9	770.87	314	11
			針	69.51	8	1	151.86	29	2	260.84	64	4	553.77	193	9	759.90	311	11
			広	16.45	1		17.89	1		19.40	2		14.25	3		10.97	2	
		育成単層林	総数	85.96	9	1	169.75	30	2	280.24	67	4	568.02	195	9	770.87	314	11
			針	69.51	8	1	151.86	29	2	260.84	64	4	553.77	193	9	759.90	311	11
			広	16.45	1		17.89	1		19.40	2		14.25	3		10.97	2	
		育成複層林	総数															
			針															
			広															
	天然林	総数	総数	21.34	1		53.92	4		103.26	10		39.05	4		13.44	2	
			針	0.08														
			広	21.26	1		53.92	4		103.26	10		39.05	4		13.44	2	
		育成単層林	総数	4.65									3.77					
			針															
			広	4.65									3.77					
		育成複層林	総数				2.74											
			針															
			広				2.74											
		天然林	総数	16.69	1		51.18	4		103.26	10		35.28	4		13.44	2	
			針	0.08														
			広	16.61	1		51.18	4		103.26	10		35.28	4		13.44	2	
竹林																		
無立木地																		

（注）１．人工林及び天然林で点生木のみの林分については、本表の集計には含まれていない。
２．竹林の集計値については、総計欄には含まれていない。
３．（　）は、人工林の育成複層林の上、中層木の面積で外書。

単位：面積：ha，材積：立木は1,000m3　立竹は1,000束　成長量：1,000m3

区分				１０齢級			１１齢級			１２齢級			１３齢級			１４齢級		
				面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量
総数				923.10	380	10	1,367.32	546	11	1,029.15	399	6	768.68	283	3	1,125.69	312	3
立木地	総数		総数	923.10	380	10	1,367.32	546	11	1,029.15	399	6	768.68	283	3	1,125.69	312	3
			針	864.23	368	10	1,175.52	509	11	850.49	361	6	565.22	239	3	579.29	202	2
			広	58.87	12		191.80	37		178.66	37		203.46	44		546.40	110	1
	人工林	総数	総数	892.87	375	10	1,224.43	524	11	902.81	379	6	625.09	259	3	590.10	219	2
			針	863.74	368	10	1,170.37	507	11	845.05	360	6	551.15	236	3	492.56	186	2
			広	29.13	7		54.06	17		57.76	19		73.94	23		97.54	33	
		育成単層林	総数	892.87	375	10	1,224.43	523	11	902.81	367	6	625.09	231	3	590.10	214	2
			針	863.74	368	10	1,170.37	506	11	845.05	349	6	551.15	211	3	492.56	182	2
			広	29.13	7		54.06	17		57.76	18		73.94	20		97.54	32	
		育成複層林	総数				(3.81)	1		(30.01)	13		(79.10)	28		(13.37)	5	
			針					1			11			25			4	
			広								1			2			1	
	天然林	総数	総数	30.23	5		142.89	21		126.34	19		143.59	23		535.59	93	1
			針	0.49			5.15	2		5.44	1		14.07	3		86.73	16	
			広	29.74	5		137.74	20		120.90	18		129.52	21		448.86	77	1
		育成単層林	総数															
			針															
			広															
		育成複層林	総数				12.14	4		15.49	3		24.30	4		199.71	37	
			針				4.35	2		4.93	1		8.88	2		67.25	13	
			広				7.79	2		10.56	2		15.42	3		132.46	25	
		天然林	総数	30.23	5		130.75	17		110.85	16		119.29	19		335.88	56	
			針	0.49			0.80			0.51			5.19	1		19.48	4	
			広	29.74	5		129.95	17		110.34	16		114.10	18		316.40	52	
竹林																		
無立木地																		

（注）１．人工林及び天然林で点生木のみの林分については、本表の集計には含まれていない。
２．竹林の集計値については、総計欄には含まれていない。
３．（　）は、人工林の育成複層林の上、中層木の面積で外書。

単位：面積：ha，材積：立木は1,000m3　立竹は1,000束　成長量：1,000m3

区分				１５齢級			１６齢級			１７齢級			１８齢級			１９齢級		
				面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量
総数				450.46	120	1	300.45	72		172.10	45		223.74	50		141.03	27	
立木地	総数		総数	450.46	120	1	300.45	72		172.10	45		223.74	50		141.03	27	
			針	182.78	66	1	117.02	37		87.34	27		112.50	31		33.07	8	
			広	267.68	53		183.43	34		84.76	18		111.24	19		107.96	19	
	人工林	総数	総数	185.14	71	1	123.63	42		98.53	30		133.05	36		26.79	7	
			針	154.49	60	1	96.01	34		81.93	26		102.21	29		19.89	6	
			広	30.65	11		27.62	8		16.60	4		30.84	7		6.90	2	
		育成林 単層	総数	185.14	66	1	123.63	42		98.53	30		133.05	36		26.79	7	
			針	154.49	57		96.01	34		81.93	26		102.21	29		19.89	6	
			広	30.65	10		27.62	8		16.60	4		30.84	7		6.90	2	
		育成林 複層	総数	(12.39)	5													
			針		4													
			広		1													
	天然林	総数	総数	265.32	49		176.82	30		73.57	14		90.69	14		114.24	20	
			針	28.29	6		21.01	4		5.41	1		10.29	2		13.18	2	
			広	237.03	43		155.81	26		68.16	13		80.40	12		101.06	17	
		育成林 単層	総数															
			針															
			広															
		育成林 複層	総数	51.04	11		49.61	9					15.15	4		36.63	7	
			針	17.25	4		13.34	3					5.67	1		10.50	2	
			広	33.79	8		36.27	6					9.48	2		26.13	5	
		天然林	総数	214.28	37		127.21	21		73.57	14		75.54	10		77.61	12	
			針	11.04	2		7.67	1		5.41	1		4.62	1		2.68		
			広	203.24	35		119.54	20		68.16	13		70.92	10		74.93	12	
竹林																		
無立木地																		

（注）１．人工林及び天然林で点生木のみの林分については、本表の集計には含まれていない。
２．竹林の集計値については、総計欄には含まれていない。
３．（　）は、人工林の育成複層林の上、中層木の面積で外書。

単位：面積：ha，材積：立木は1,000m3　立竹は1,000束　成長量：1,000m3

区分				２０齢級			２１齢級以上		
				面積	材積	成長量	面積	材積	成長量
総数				155.45	22		846.15	140	
立木地	総数		総数	155.45	22		846.15	140	
			針	26.15	5		217.14	44	
			広	129.30	17		629.01	96	
	人工林	総数	総数	14.87	5		173.84	39	
			針	12.32	4		128.90	31	
			広	2.55	1		44.94	8	
		育成単層林	総数	14.87	5		173.84	39	
			針	12.32	4		128.90	31	
			広	2.55	1		44.94	8	
		育成複層林	総数						
			針						
			広						
	天然林	総数	総数	140.58	17		672.31	101	
			針	13.83	1		88.24	13	
			広	126.75	16		584.07	88	
		育成単層林	総数						
			針						
			広						
		育成複層林	総数	7.71	1		110.42	13	
			針	3.08			39.81	4	
			広	4.63	1		70.61	9	
		天然生林	総数	132.87	16		561.89	88	
			針	10.75	1		48.43	9	
			広	122.12	15		513.46	79	
竹林									
無立木地									

（注）１．人工林及び天然林で点生木のみの林分については、本表の集計には含まれていない。
２．竹林の集計値については、総計欄には含まれていない。
３．（　）は、人工林の育成複層林の上、中層木の面積で外書。

（２）　制限林普通林森林資源表

（面積：ｈａ，材積：㎥、成長量：㎥／年）

区分			立木地									無立木地等					計
			人工林			天然林				竹林	計	伐採跡地	未立木地	改　植 予定地	林地以外の 土　　地	計	
			育成単層林	育成複層林	計	育成単層林	育成複層林	天然生林	計								
制限林	面積	針	5,566.79	138.68	5,705.47		157.38	107.12	264.50		5,969.97						
		広	516.18		516.18	23.62	320.47	1,918.35	2,262.44		2,778.62						
		計	6,082.97	138.68	6,221.65	23.62	477.85	2,025.47	2,526.94	0.81	8,748.59	50.91	0.41		195.97	247.29	8,995.88
	材積	針	2,075,405	45,768	2,121,173		28,243	18,183	46,426		2,167,599				682	682	2,168,281
		広	132,383	5,537	137,920	1,008	57,351	288,107	346,466		484,386				476	476	484,862
		計	2,207,788	51,305	2,259,093	1,008	85,594	306,290	392,892		2,651,985				1,158	1,158	2,653,143
	成長量	針	52,417.2	628.2	53,045.4		220.5	64.6	285.1		53,330.5						53,330.5
		広	1,259.0	43.5	1,302.5	70.8	297.2	1,757.6	2,125.6		3,428.1						3,428.1
		計	53,676.2	671.7	54,347.9	70.8	517.7	1,822.2	2,410.7		56,758.6						56,758.6
普通林	面積	針	958.29		958.29		17.68	10.03	27.71		986.00						
		広	49.73		49.73		29.41	182.55	211.96		261.69						
		計	1,008.02		1,008.02		47.09	192.58	239.67		1,247.69	20.71			147.85	168.56	1,416.25
	材積	針	332,809		332,809		3,432	1,601	5,033		337,842						337,842
		広	12,346		12,346		5,281	25,473	30,754		43,100						43,100
		計	345,155		345,155		8,713	27,074	35,787		380,942						380,942
	成長量	針	7,842.0		7,842.0		27.8	13.6	41.4		7,883.4						7,883.4
		広	108.1		108.1		28.5	254.6	283.1		391.2						391.2
		計	7,950.1		7,950.1		56.3	268.2	324.5		8,274.6						8,274.6
計	面積	針	6,525.08	138.68	6,663.76		175.06	117.15	292.21		6,955.97						
		広	565.91		565.91	23.62	349.88	2,100.90	2,474.40		3,040.31						
		計	7,090.99	138.68	7,229.67	23.62	524.94	2,218.05	2,766.61	0.81	9,996.28	71.62	0.41		343.82	415.85	10,412.13
	材積	針	2,408,214	45,768	2,453,982		31,675	19,784	51,459		2,505,441				682	682	2,506,123
		広	144,729	5,537	150,266	1,008	62,632	313,580	377,220		527,486				476	476	527,962
		計	2,552,943	51,305	2,604,248	1,008	94,307	333,364	428,679		3,032,927				1,158	1,158	3,034,085
	成長量	針	60,259.2	628.2	60,887.4		248.3	78.2	326.5		61,213.9						61,213.9
		広	1,367.1	43.5	1,410.6	70.8	325.7	2,012.2	2,408.7		3,819.3						3,819.3
		計	61,626.3	671.7	62,298.0	70.8	574.0	2,090.4	2,735.2		65,033.2						65,033.2

注１　人工林及び天然林で点生木のみの林分の面積については、本表の集計には含まれていない。
注２　竹林の集計値については、立木地の計欄及び立木地と無立木地等の合計欄には含まれていない。

（３）　市町村別森林資源表

（面積：ｈａ，材積：㎥、成長量：㎥／年）

市町村	区分		立木地									無立木地等					計
			人工林			天然林				竹林	計	伐採跡地	未立木地	改　植 予定地	林地以外の 土　　地	計	
			育成単層林	育成複層林	計	育成単層林	育成複層林	天然生林	計								
佐賀市	面積	針	2,003.44	72.40	2,075.84		94.74	11.05	105.79		2,181.63						
		広	166.55		166.55	3.85	173.09	550.75	727.69		894.24						
		計	2,169.99	72.40	2,242.39	3.85	267.83	561.80	833.48	0.81	3,075.87	25.37			132.16	157.53	3,233.40
	材積	針	769,539	24,091	793,630		15,667	1,579	17,246		810,876				682	682	811,558
		広	41,396	3,288	44,684	85	29,024	69,132	98,241		142,925						142,925
		計	810,935	27,379	838,314	85	44,691	70,711	115,487		953,801				682	682	954,483
	成長量	針	19,232.1	315.2	19,547.3		141.8	12.1	153.9		19,701.2						19,701.2
		広	384.5	25.1	409.6	11.3	185.7	460.2	657.2		1,066.8						1,066.8
		計	19,616.6	340.3	19,956.9	11.3	327.5	472.3	811.1		20,768.0						20,768.0
鳥栖市	面積	針	556.76		556.76		21.81	25.55	47.36		604.12						
		広	51.30		51.30	5.87	48.84	164.79	219.50		270.80						
		計	608.06		608.06	5.87	70.65	190.34	266.86		874.92				25.13	25.13	900.05
	材積	針	200,325		200,325		3,937	4,440	8,377		208,702						208,702
		広	12,957		12,957	153	9,077	26,788	36,018		48,975				288	288	49,263
		計	213,282		213,282	153	13,014	31,228	44,395		257,677				288	288	257,965
	成長量	針	6,450.9		6,450.9		12.9	3.4	16.3		6,467.2						6,467.2
		広	78.3		78.3	18.9	17.7	43.1	79.7		158.0						158.0
		計	6,529.2		6,529.2	18.9	30.6	46.5	96.0		6,625.2						6,625.2
多久市	面積	針	11.70		11.70						11.70						
		広	1.30		1.30						1.30						
		計	13.00		13.00						13.00				0.02	0.02	13.02
	材積	針	4,317		4,317						4,317						4,317
		広	480		480						480						480
		計	4,797		4,797						4,797						4,797
	成長量	針	62.4		62.4						62.4						62.4
		広	4.3		4.3						4.3						4.3
		計	66.7		66.7						66.7						66.7
武雄市	面積	針	55.88		55.88		0.22	0.64	0.86		56.74						
		広	8.77		8.77		0.32	33.67	33.99		42.76						
		計	64.65		64.65		0.54	34.31	34.85		99.50				2.24	2.24	101.74
	材積	針	15,561		15,561		58	181	239		15,800						15,800
		広	1,581		1,581		88	6,166	6,254		7,835						7,835
		計	17,142		17,142		146	6,347	6,493		23,635						23,635
	成長量	針	529.7		529.7		0.4	1.4	1.8		531.5						531.5
		広	30.6		30.6		0.3	59.8	60.1		90.7						90.7
		計	560.3		560.3		0.7	61.2	61.9		622.2						622.2
鹿島市	面積	針	536.67	46.70	583.37		9.87	26.54	36.41		619.78						
		広	61.96		61.96	6.43	24.20	532.94	563.57		625.53						
		計	598.63	46.70	645.33	6.43	34.07	559.48	599.98		1,245.31	3.02			49.21	52.23	1,297.54
	材積	針	195,377	15,370	210,747		2,506	5,247	7,753		218,500						218,500
		広	13,340	1,707	15,047	320	5,586	90,226	96,132		111,179						111,179
		計	208,717	17,077	225,794	320	8,092	95,473	103,885		329,679						329,679
	成長量	針	5,102.6	211.5	5,314.1		16.0	13.7	29.7		5,343.8						5,343.8
		広	193.3	13.6	206.9	22.8	32.8	588.4	644.0		850.9						850.9
		計	5,295.9	225.1	5,521.0	22.8	48.8	602.1	673.7		6,194.7						6,194.7

注１　人工林及び天然林で点生木のみの林分の面積については、本表の集計には含まれていない。
注２　複層林は下層木のみを対象とする。

（面積：ｈａ，材積：㎥、成長量：㎥／年）

市町村	区分		立木地									無立木地等					計
			人工林			天然林				竹林	計	伐採跡地	未立木地	改　植 予定地	林地以外の 土　　地	計	
			育成単層林	育成複層林	計	育成単層林	育成複層林	天然生林	計								
小城市	面積	針	350.03		350.03		10.95	5.67	16.62		366.65						
		広	37.10		37.10		17.80	90.96	108.76		145.86						
		計	387.13		387.13		28.75	96.63	125.38		512.51				19.50	19.50	532.01
	材積	針	134,909		134,909		1,209	944	2,153		137,062						137,062
		広	9,396		9,396		2,031	10,921	12,952		22,348						22,348
		計	144,305		144,305		3,240	11,865	15,105		159,410						159,410
	成長量	針	2,897.3		2,897.3		10.0	4.2	14.2		2,911.5						2,911.5
		広	84.5		84.5		10.8	55.6	66.4		150.9						150.9
		計	2,981.8		2,981.8		20.8	59.8	80.6		3,062.4						3,062.4
嬉野市	面積	針	483.27		483.27		2.24	5.84	8.08		491.35						
		広	14.56		14.56		5.58	196.32	201.90		216.46						
		計	497.83		497.83		7.82	202.16	209.98		707.81	35.51			21.91	57.42	765.23
	材積	針	146,506		146,506		462	1,289	1,751		148,257						148,257
		広	3,437		3,437		1,039	33,445	34,484		37,921						37,921
		計	149,943		149,943		1,501	34,734	36,235		186,178						186,178
	成長量	針	4,183.6		4,183.6		4.4	7.0	11.4		4,195.0						4,195.0
		広	40.2		40.2		6.4	257.1	263.5		303.7						303.7
		計	4,223.8		4,223.8		10.8	264.1	274.9		4,498.7						4,498.7
神埼市	面積	針	722.73	19.58	742.31		9.01	30.10	39.11		781.42						
		広	64.86		64.86		15.47	311.00	326.47		391.33						
		計	787.59	19.58	807.17		24.48	341.10	365.58		1,172.75				30.14	30.14	1,202.89
	材積	針	280,762	6,307	287,069		2,178	4,285	6,463		293,532						293,532
		広	20,193	542	20,735		3,303	44,831	48,134		68,869				188	188	69,057
		計	300,955	6,849	307,804		5,481	49,116	54,597		362,401				188	188	362,589
	成長量	針	6,577.3	101.5	6,678.8		19.2	28.1	47.3		6,726.1						6,726.1
		広	147.7	4.8	152.5		18.9	254.3	273.2		425.7						425.7
		計	6,725.0	106.3	6,831.3		38.1	282.4	320.5		7,151.8						7,151.8
吉野ヶ里町	面積	針	952.49		952.49		15.20	5.04	20.24		972.73						
		広	77.51		77.51		43.04	86.65	129.69		207.20						
		計	1,030.00		1,030.00		58.24	91.69	149.93		1,179.93	7.72	0.41		31.48	39.61	1,219.54
	材積	針	353,995		353,995		3,919	797	4,716		358,711						358,711
		広	22,290		22,290		9,219	13,394	22,613		44,903						44,903
		計	376,285		376,285		13,138	14,191	27,329		403,614						403,614
	成長量	針	8,148.3		8,148.3		38.5	3.4	41.9		8,190.2						8,190.2
		広	187.2		187.2		46.1	110.7	156.8		344.0						344.0
		計	8,335.5		8,335.5		84.6	114.1	198.7		8,534.2						8,534.2
基山町	面積	針	30.42		30.42						30.42						
		広	5.43		5.43			4.49	4.49		9.92						
		計	35.85		35.85			4.49	4.49		40.34				0.38	0.38	40.72
	材積	針	10,396		10,396						10,396						10,396
		広	1,684		1,684			524	524		2,208						2,208
		計	12,080		12,080			524	524		12,604						12,604
	成長量	針	246.4		246.4						246.4						246.4
		広	11.5		11.5			3.7	3.7		15.2						15.2
		計	257.9		257.9			3.7	3.7		261.6						261.6

注１　人工林及び天然林で点生木のみの林分の面積については、本表の集計には含まれていない。
注２　複層林は下層木のみを対象とする。

（面積：ｈａ，材積：㎥、成長量：㎥／年）

市町村	区分		立木地									無立木地等					計
			人工林			天然林				竹林	計	伐採跡地	未立木地	改　植 予定地	林地以外の 土　　地	計	
			育成単層林	育成複層林	計	育成単層林	育成複層林	天然生林	計								
上峰町	面積	針	64.94		64.94						64.94						
		広	22.94		22.94			9.89	9.89		32.83						
		計	87.88		87.88			9.89	9.89		97.77				2.51	2.51	100.28
	材積	針	20,632		20,632						20,632						20,632
		広	5,507		5,507			1,506	1,506		7,013						7,013
		計	26,139		26,139			1,506	1,506		27,645						27,645
	成長量	針	427.2		427.2						427.2						427.2
		広	44.7		44.7			28.3	28.3		73.0						73.0
		計	471.9		471.9			28.3	28.3		500.2						500.2
みやき町	面積	針	342.97		342.97		10.84	4.28	15.12		358.09						
		広	28.20		28.20		21.11	54.33	75.44		103.64						
		計	371.17		371.17		31.95	58.61	90.56		461.73				15.76	15.76	477.49
	材積	針	131,686		131,686		1,702	565	2,267		133,953						133,953
		広	7,731		7,731		3,178	7,335	10,513		18,244						18,244
		計	139,417		139,417		4,880	7,900	12,780		152,197						152,197
	成長量	針	3,219.6		3,219.6		5.1	1.5	6.6		3,226.2						3,226.2
		広	72.2		72.2		7.0	34.1	41.1		113.3						113.3
		計	3,291.8		3,291.8		12.1	35.6	47.7		3,339.5						3,339.5
白石町	面積	針	120.40		120.40			1.08	1.08		121.48						
		広	14.37		14.37			37.72	37.72		52.09						
		計	134.77		134.77			38.80	38.80		173.57				2.30	2.30	175.87
	材積	針	37,356		37,356			179	179		37,535						37,535
		広	3,782		3,782			6,117	6,117		9,899						9,899
		計	41,138		41,138			6,296	6,296		47,434						47,434
	成長量	針	1,018.2		1,018.2			1.6	1.6		1,019.8						1,019.8
		広	50.6		50.6			50.0	50.0		100.6						100.6
		計	1,068.8		1,068.8			51.6	51.6		1,120.4						1,120.4
太良町	面積	針	293.38		293.38		0.18	1.36	1.54		294.92						
		広	11.06		11.06	7.47	0.43	27.39	35.29		46.35						
		計	304.44		304.44	7.47	0.61	28.75	36.83		341.27				11.08	11.08	352.35
	材積	針	106,853		106,853		37	278	315		107,168						107,168
		広	955		955	450	87	3,195	3,732		4,687						4,687
		計	107,808		107,808	450	124	3,473	4,047		111,855						111,855
	成長量	針	2,163.6		2,163.6			1.8	1.8		2,165.4						2,165.4
		広	37.5		37.5	17.8		66.9	84.7		122.2						122.2
		計	2,201.1		2,201.1	17.8		68.7	86.5		2,287.6						2,287.6
森林計画計	面積	針	6,525.08	138.68	6,663.76		175.06	117.15	292.21		6,955.97						
		広	565.91		565.91	23.62	349.88	2,100.90	2,474.40		3,040.31						
		計	7,090.99	138.68	7,229.67	23.62	524.94	2,218.05	2,766.61	0.81	9,996.28	71.62	0.41		343.82	415.85	10,412.13
	材積	針	2,408,214	45,768	2,453,982		31,675	19,784	51,459		2,505,441				682	682	2,506,123
		広	144,729	5,537	150,266	1,008	62,632	313,580	377,220		527,486				476	476	527,962
		計	2,552,943	51,305	2,604,248	1,008	94,307	333,364	428,679		3,032,927				1,158	1,158	3,034,085
	成長量	針	60,259.2	628.2	60,887.4		248.3	78.2	326.5		61,213.9						61,213.9
		広	1,367.1	43.5	1,410.6	70.8	325.7	2,012.2	2,408.7		3,819.3						3,819.3
		計	61,626.3	671.7	62,298.0	70.8	574.0	2,090.4	2,735.2		65,033.2						65,033.2

注１　人工林及び天然林で点生木のみの林分の面積については、本表の集計には含まれていない。
注２　複層林は下層木のみを対象とする。

（４）　制限林の種類別面積

（単位 ： ha）

区分		市町村											
		佐賀市		鳥栖市		多久市		武雄市		鹿島市		小城市	
保安林	水源かん養保安林		2,276.18		883.12		13.02		100.30		1,284.48		518.99
	土砂流出防備保安林	(213.88)	163.61										
	土砂崩壊防備保安林		6.37							(16.02)			
	飛砂防備保安林												
	防風保安林												
	水害防備保安林												
	潮害防備保安林												
	干害防備保安林									(558.08)			
	防雪保安林												
	防霧保安林												
	なだれ防止保安林												
	落石防止保安林												
	防火保安林												
	魚つき保安林												
	航行目標保安林												
	保健保安林			(53.11)	3.78					(91.10)			
	風致保安林												
	計	(213.88)	2,446.16	(53.11)	886.90		13.02		100.30	(665.20)	1,284.48		518.99
保安施設地区													
砂防指定地				(2.69)	0.21					(0.88)			
国立公園	特別保護地区												
	第一種特別地域												
	第二種特別地域												
	第三種特別地域												
	地種区分未定地域												
	計												
国定公園	特別保護地区												
	第一種特別地域												
	第二種特別地域												
	第三種特別地域												
	地種区分未定地域												
	計												
都道府県立自然公園	第一種特別地域			(56.89)	0.53								
	第二種特別地域	(84.16)	2.13	(29.01)	0.58								
	第三種特別地域	(175.16)	3.08	(101.83)	0.54							(49.65)	
	地種区分未定地域												
	計	(259.32)	5.21	(187.73)	1.65							(49.65)	
原生自然環境保全地域													
自然環境保全地域特別地区													
都道府県自然環境保全地域特別地区													
鳥獣保護区特別保護地区													
緑地保全地区													
風致地区													
特別母樹林													
史跡名勝天然記念物													
種の保存法による管理地区													
その他													
合計		(473.20)	2,451.37	(243.53)	888.76		13.02		100.30	(666.08)	1,284.48	(49.65)	518.99

（単位 ： ha）

区分		市町村											
		嬉野市		神埼市		吉野ヶ里町		基山町		上峰町		みやき町	
保安林	水源かん養保安林		453.15		916.63		1,198.50		40.59		99.61		466.53
	土砂流出防備保安林		9.79	(40.11)		(0.89)							
	土砂崩壊防備保安林												
	飛砂防備保安林												
	防風保安林												
	水害防備保安林												
	潮害防備保安林												
	干害防備保安林	(11.62)	28.11										
	防雪保安林												
	防霧保安林												
	なだれ防止保安林												
	落石防止保安林												
	防火保安林												
	魚つき保安林												
	航行目標保安林												
	保健保安林	(9.79)		(42.75)	6.58								
	風致保安林												
	計	(21.41)	491.05	(82.86)	923.21	(0.89)	1,198.50		40.59		99.61		466.53
保安施設地区													
砂防指定地													
国立公園	特別保護地区												
	第一種特別地域												
	第二種特別地域												
	第三種特別地域												
	地種区分未定地域												
	計												
国定公園	特別保護地区												
	第一種特別地域												
	第二種特別地域												
	第三種特別地域												
	地種区分未定地域												
	計												
都道府県立自然公園	第一種特別地域			(57.51)	0.13								
	第二種特別地域			(31.12)	0.45							(3.04)	0.11
	第三種特別地域			(142.09)	0.09								
	地種区分未定地域												
	計			(230.72)	0.67							(3.04)	0.11
原生自然環境保全地域													
自然環境保全地域特別地区													
都道府県自然環境保全地域特別地区													
鳥獣保護区特別保護地区													
緑地保全地区													
風致地区													
特別母樹林													
史跡名勝天然記念物						(2.78)	0.10						
種の保存法による管理地区													
その他		(9.79)	0.08										
合計		(31.20)	491.13	(313.58)	923.88	(3.67)	1,198.60		40.59		99.61	(3.04)	466.64

（単位 ： ha）

区分		市町村											
		白石町		太良町		合計							
保安林	水源かん養保安林		174.03		345.29		8,770.42						
	土砂流出防備保安林					(254.88)	173.40						
	土砂崩壊防備保安林					(16.02)	6.37						
	飛砂防備保安林												
	防風保安林												
	水害防備保安林												
	潮害防備保安林												
	干害防備保安林					(569.70)	28.11						
	防雪保安林												
	防霧保安林												
	なだれ防止保安林												
	落石防止保安林												
	防火保安林												
	魚つき保安林												
	航行目標保安林												
	保健保安林					(196.75)	10.36						
	風致保安林												
	計		174.03		345.29	(1,037.35)	8,988.66						
保安施設地区													
砂防指定地						(3.57)	0.21						
国立公園	特別保護地区												
	第一種特別地域												
	第二種特別地域												
	第三種特別地域												
	地種区分未定地域												
	計												
国定公園	特別保護地区												
	第一種特別地域												
	第二種特別地域												
	第三種特別地域												
	地種区分未定地域												
	計												
都道府県立自然公園	第一種特別地域					(114.40)	0.66						
	第二種特別地域					(147.33)	3.27						
	第三種特別地域					(468.73)	3.71						
	地種区分未定地域												
	計					(730.46)	7.64						
原生自然環境保全地域													
自然環境保全地域特別地区													
都道府県自然環境保全地域特別地区													
鳥獣保護区特別保護地区													
緑地保全地区													
風致地区													
特別母樹林													
史跡名勝天然記念物						(2.78)	0.10						
種の保存法による管理地区													
その他						(9.79)	0.08						
合計			174.03		345.29	(1,783.95)	8,996.69						

（５） 樹種別材積表

単位 材積:m3

樹種＼林種		人工林	天然林	計
針葉樹	ス ギ	866,557	12,988	879,545
	ヒノキ	1,542,231	12,003	1,554,234
	アカマツ	36,290	22,821	59,111
	クロマツ	8,904	262	9,166
	モミ	－	1,748	1,748
	ツガ類	－	1,637	1,637
	小 計	2,453,982	51,459	2,505,441
広葉樹	ブナ	67	423	490
	クリ	33	－	33
	カシ類	787	25,762	26,549
	クヌギ	5,913	7,456	13,369
	ナラ類	146	－	146
	カンバ類	43	－	43
	カエデ類	54	365	419
	その他広葉樹	143,207	343,214	486,421
	小 計	150,250	377,220	527,470
合 計		2,604,232	428,679	3,032,911

資料:令和2年3月31日現在

（６） 荒廃地等の面積

単位 面積：ha

区 分		荒 廃 地	荒廃危険地	備 考
総 数		29.08	18.13	
市町村別内訳	佐賀市	5.97	4.66	
	鳥栖市	4.44	1.73	
	武雄市	0.49	－	
	鹿島市	6.38	4.73	
	小城市	1.92	1.35	
	嬉野市	0.73	0.12	
	神埼市	2.87	0.72	
	吉野ヶ里町	4.57	1.26	
	基山町	0.09	－	
	みやき町	1.62	2.66	
	白石町	－	0.09	
	太良町	－	0.81	

資料：佐賀森林管理署（令和２年３月３１日現在）

（７）森林の被害

単位　面積：ha

被害の種類	火災		
年　度	29	30	元
吉野ヶ里町	0.04	－	－

資料：佐賀森林管理署（令和２年３月３１日現在）

（8）　防火線等の整備状況

特になし

3　林業の動向

（1）　森林組合及び生産森林組合の現状

ア　構成

単位　員数：人　金額：千円　面積：ha

市町村別		組合名	組合員数	常勤役職員数	出資金総額	組合員所有（又は組合経営）森林面積
森林組合	総　　数	6	9,258	3	188,440	27,983
	佐賀市（富士･大和）	富士大和	1,613	1	59,106	7,068
	多久市	佐賀中部	1,642	－	19,845	3,984
	小城市					
	佐賀市（三瀬）	佐賀東部	1,071	－	31,440	3,099
	鳥栖市					
	神埼市					
	吉野ヶ里町					
	武雄市	武雄杵島	2,314	－	26,196	5,003
	大町町					
	江北町					
	白石町					
	鹿島市	鹿島嬉野	1,998	1	37,875	5,922
	嬉野市					
	太良町	太良町	620	1	13,978	2,907

単位　　員数：人　金額：千円　面積：ha

市町村別		組合名	組合員数	常勤役職員数	出資金総額	組合員所有（又は組合経営）森林面積
生産森林組合	総　数	54	2,831	－	236,747	2,593
	鳥栖市	平田	32	－	1,760	37
		原古賀	26	－	520	39
		轟木	34	－	211	14
		宿	19	－	475	12
		山浦	114	－	3,640	115
	基山町	城戸	97	－	1,940	20
	佐賀市	楮原	16	－	800	56
		小川	38	－	3,120	13
		古道	11	－	3,315	4
		中仏坂	12	－	3,288	6
		市川	59	－	8,260	234
		柚木	27	－	3,915	47
		大野	20	－	4,300	85
		杉山	30	－	8,400	374
		下無津呂	46	－	2,550	25
		道園	11	－	3,135	16
		谷内	27	－	3,220	21
		貝野	19	－	10,400	182
		相尾	17	－	2,100	18
		下熊川	48	－	9,870	13
		上合瀬	19	－	8,900	31
	多久市	高木川内	31	－	5,115	50
		松ケ浦	17	－	2,210	21
		桐岡	20	－	3,600	16
		横山	10	－	2,420	57
		西ノ谷	29	－	3,567	33
		庄	16	－	2,976	11
		中小路	31	－	3,159	16
		上田町	26	－	2,132	18
		平野	13	－	2,880	11
		岡	23	－	5,336	29
		藤川内	56	－	9,632	66
		小侍	22	－	1,540	4
		西ノ原	20	－	4,800	31
	吉野ヶ里町	上石動	55	－	8,850	26
	武雄市	東真手野	93	－	2,226	116
		管牟田	29	－	770	40
		黒尾	39	－	630	12
		川内	59	－	2,881	28
		高瀬	132	－	7,966	24
		庭木	99	－	2,718	32
		南永野	123	－	9,920	23
		宮野	270	－	5,961	49
		立野川内	264	－	2,640	29
		舟ノ原	159	－	4,452	11
		医王寺東古賀	17	－	390	7
	江北町	花祭	25	－	1,700	28
	鹿島市	広平	22	－	6,600	87
		奥竹	33	－	6,080	40
		山浦	55	－	1,925	128
		飯田	59	－	9,420	52
		大野	20	－	9,890	70
		浅浦	121	－	9,842	22
	太良町	伊福	121	－	8,400	44

資料：佐賀県生産者支援課（平成30年度「森林組合の概要」）

イ　事業内容及び活動状況等

富士大和、佐賀中部、佐賀東部、武雄杵島、鹿島嬉野、太良町の６森林組合がある。一方、森林組合の未組織森林組合は三養基郡内の３町である。佐賀東部森林組合については、森林組合合併推進協議会を組織し、神埼郡森林組合と鳥栖市森林組合が合併し、平成２６年４月１日に発足された。

（2）　林業事業体等の現況

単位　事業体数

区　分		素材生産業	木材卸売業		木材・木製品製造業		備考
				内、素材市場	製材業	その他	
総　数		31	69	2	44	－	
市町村別内訳	佐賀市	9	20	2	12	－	
	鳥栖市	1	8	－	－	－	
	多久市	2	2	－	3	－	
	武雄市	7	10	－	10	－	
	鹿島市	2	4	－	5	－	
	小城市	1	5	－	2	－	
	嬉野市	2	6	－	4	－	
	神埼市	4	5	－	3	－	
	吉野ヶ里町	1	3	－	1	－	
	基山町	－	1	－	1	－	
	上峰町	－	1	－	－	－	
	みやき町	－	1	－	－	－	
	大町町	－	－	－	－	－	
	江北町	－	1	－	－	－	
	白石町	－	1	－	1	－	
	太良町	2	1	－	2	－	

資料：佐賀県林業課調べ（令和２年３月３１日現在）

（３）林業労働力の概要

森林組合作業班員の男女別、年齢別数

単位　人数：人

区分		３０歳未満		３０～３９歳		４０～４９歳		５０～５９歳		６０歳以上		合計	
		男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
総数		16	－	22	－	20	－	25	－	24	－	107	－
市町村別内訳	佐賀市	4	－	6	－	5	－	3	－	1	－	19	－
	鳥栖市	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	多久市	1	－	1	－	4	－	3	－	1	－	10	－
	武雄市	1	－	3	－	1	－	5	－	4	－	14	－
	鹿島市	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	小城市	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	嬉野市	－	－	3	－	－	－	6	－	7	－	16	－
	神埼市	1	－	3	－	5	－	2	－	3	－	14	－
	吉野ヶ里町	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	基山町	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	上峰町	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	みやき町	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	大町町	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	江北町	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	白石町	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	太良町	9	－	6	－	5	－	6	－	8	－	34	－

資料：佐賀県生産者支援課（平成30年度「森林組合の概要」）

（４）林業機械化の概要

単位　数量：台・セット（索道）

機械種名		適用	数量
索道	索道動力式		6
集材機	小型集材機	動力１０ＰＳ未満	11
	大型集材機	動力１０ＰＳ以上	16
リモコンウインチ		リモコン，ラジコンによる可搬式木寄せ機	3
自走式搬機			9
小型運材車		動力２０ＰＳ未満のもの	23
		動力２０ＰＳ以上のもの	4
フォークリフト			13
クレーン	運材機能なし	トラッククレーン，ホイルクレーン等	3
	運材機能あり	クレーン付きトラック	12
グラップル	運材機能なし	グラップルローダ作業車	13
	運材機能あり	グラップルローダ付きトラック	3
ショベル系掘削機械		搬出，育林用等に係わる土工用	12
チェンソー			303
刈払機		携帯式刈払機	248
動力枝打機		自動木登り式	13
		背負い式等の上記以外のもの	9
苗畑用トラクタ			1
樹木粉砕機		伐倒木、伐根、枝条等を粉砕する機械	3
高性能林業機械	フェラーバンチャ	立木を伐倒、集積する自走式機械	1
	プロセッサ	枝払い・玉切りする自走式機械	13
	ハーベスタ	伐倒・枝払い・玉切りする自走式機械	9
	フォワーダ	積載式集材専用車両	18
	タワーヤーダ	元柱を具備した自走式機械	1
	スイングヤーダ	簡易索張方式に対応し，かつ旋回可能なブームを装備する集材機械	15
その他の高性能林業機械		従来の高性能林業機械上記7機種以外の高性能林業機械	5
グラップルソー		巻立・玉切り自走式機械	4

資料：令和元年度林業機械の保有状況調査

（5） 作業路網等の整備の概要

単位　路線：本　延長：m

区　分		路線数	延　長	備　考
総　数		32	30,732	
関係市町村	佐賀市	5	5,860	
	鳥栖市	2	800	
	武雄市	2	1,192	
	鹿島市	4	3,438	
	小城市	2	2,965	
	嬉野市	7	7,260	
	神埼市	2	1,200	
	吉野ヶ里町	5	4,540	
	白石町	2	2,677	
	太良町	1	800	

資料：佐賀森林管理署（令和２年３月３１日現在）

4　前期計画の実行状況

（1） 間伐立木材積その他の伐採立木材積

単位　材積：千m3　実行歩合：%

区　分	伐採立木材積								
	計　画			実　行			実行歩合		
	主伐	間伐	総数	主伐	間伐	総数	主伐	間伐	総数
総　数	62	181	243	89	115	204	144	64	84
針葉樹	48	139	187	88	115	203	183	83	109
広葉樹	14	42	56	1	－	1	7	－	2

注：　四捨五入により計は必ずしも一致しない。

（2） 間伐面積

単位　面積：ｈａ　実行歩合：%

計　画	実　行	実行歩合
1,555	1,246	80

（3） 人工造林及び天然更新別面積

単位　面積：ｈａ　実行歩合：％

総数			人工造林			天然更新		
計画	実行	実行歩合	計画	実行	実行歩合	計画	実行	実行歩合
112	121	108	112	121	108	－	－	－

（4） 林道の開設及び拡張の数量

単位　延長：km　拡張：箇所　実行歩合：％

区分		開設延長			拡張箇所数		
		計画	実行	実行歩合	計画	実行	実行歩合
基幹路網		12.7	1.5	12	15	4	27
	うち林業専用道	－	1.5	－	－	－	－

（5） 保安林の整備及び治山事業に関する計画

ア 保安林の種類別の面積

単位　面積：ｈａ　実行歩合：％

種類	指定			解除		
	計画	実行	実行歩合	計画	実行	実行歩合
水源かん養保安林	－	－	－	－	－	－
土砂流出防備保安林	－	－	－	－	－	－
保健保安林	－	－	－	－	－	－

イ 保安施設地区の面積

単位 面積：ｈａ　実行歩合：％

面積		
計画	実行	実行歩合
－	－	－

ウ 治山事業の数量

単位　地区数：箇所　実行歩合：％

種類	治山事業施行地区数		
	計画	実行	実行歩合
保安林の整備	78	－	－
保全施設	66	20	30

5　林地の異動状況（森林計画の対象森林）

（1）　森林より森林以外への異動

単位　面積：ha

農用地	ゴルフ場等レジャー施設用地	住宅、別荘、工場等建物敷地及びその附帯地	砕石採土地	その他	合　計
－	－	－	－	1.34	1.34

（2）　森林以外より森林への異動

単位　面積：ｈａ

原　野	農用地	その他	合　計
－	－	－	－

6　森林資源の推移

（１）分期別伐採立木材積等

単位　面積：ha　材積：千㎥　延長：km

区分			Ⅰ	Ⅱ	Ⅲ	Ⅳ	Ⅴ	Ⅵ	Ⅶ	Ⅷ
伐採立木材積	総数	総　数	344	350	341	294	245	189	140	93
		針葉樹	282	288	274	252	203	151	109	71
		広葉樹	62	64	67	42	42	38	31	21
	主伐	総　数	143	147	151	144	122	101	76	48
		針葉樹	117	121	121	113	90	73	54	35
		広葉樹	26	27	30	32	32	28	22	13
	間伐	総　数	201	203	189	149	123	88	65	45
		針葉樹	165	167	153	139	113	79	56	37
		広葉樹	36	37	37	10	10	10	9	8
造林面積	総　数		543	559	572	566	512	438	349	238
	人工造林		380	391	401	397	359	307	245	167
	天然更新		163	167	171	170	153	131	105	71
林道開設延長			12	8	0	0	0	0	0	0

（2）分期別期首資源表

単位　面積：ha、材積：千㎥

区分			面積														材積
			総数	1齢級	2齢級	3齢級	4齢級	5･6齢級	7･8齢級	9･10齢級	11･12齢級	13･14齢級	15･16齢級	17･18齢級	19･20齢級	21齢級以上	
第Ⅰ分期	総数		10,413	191	115	39	42	331	991	1,707	2,396	1,894	751	396	296	846	3,033
	人工林	総数	7,230	191	113	25	35	256	848	1,664	2,127	1,215	309	232	42	174	2,604
		育成単層林	7,091	109	57	25	35	256	848	1,664	2,127	1,215	309	232	42	174	2,553
		育成複層林		0	0	0	0	0	0	0	34	92	12	0	0	0	51
			139	82	56	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	天然林	総数	2,767	0	1	14	8	75	142	44	269	679	442	164	255	672	429
		育成単層林	24	0	1	14	0	5	4	0	0	0	0	0	0	0	1
		育成複層林	525	0	0	0	0	3	0	0	28	224	101	15	44	110	94
		天然生林	2,218	0	0	1	8	68	139	44	242	455	341	149	210	562	333
	無立木地		415														
	竹林		1														
第Ⅱ分期	総数		10,413	353	191	115	39	150	599	1,350	2,209	1,698	1,474	440	333	981	3,152
	人工林	総数	7,211	283	191	113	25	121	442	1,298	2,036	1,434	715	211	154	189	2,693
		育成単層林	6,934	144	109	57	25	121	442	1,298	2,036	1,434	715	211	154	189	2,570
		育成複層林		0	0	0	0	0	3	14	32	177	44	2	0	0	121
			277	138	82	56	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2
	天然林	総数	2,720	70	0	1	14	29	157	52	173	264	758	229	178	792	459
		育成単層林	24	0	0	1	14	5	0	4	0	0	0	0	0	0	2
		育成複層林	514	16	0	0	0	0	3	0	12	39	238	46	45	117	108
		天然生林	2,182	55	0	0	1	24	154	49	161	225	521	183	134	675	350
	無立木地		481														
	竹林		1														
第Ⅲ分期	総数		10,413	420	353	191	115	81	326	941	1,592	2,159	1,656	658	346	1,091	3,108
	人工林	総数	7,208	307	283	191	113	59	251	798	1,549	1,895	1,045	282	219	216	2,661
		育成単層林	6,782	158	144	109	57	59	251	798	1,549	1,895	1,045	282	219	216	2,468
		育成複層林		0	0	0	0	0	2	21	48	166	159	19	1	0	186
			427	149	138	82	56	0	0	0	0	0	0	0	0	0	7
	天然林	総数	2,722	113	70	0	1	22	75	142	44	264	610	376	128	875	448
		育成単層林	24	0	0	0	1	14	5	4	0	0	0	0	0	0	2
		育成複層林	514	27	16	0	0	0	3	0	0	27	201	85	12	144	103
		天然生林	2,185	86	55	0	0	8	68	139	44	237	409	291	116	732	342
	無立木地		481														
	竹林		1														
第Ⅳ分期	総数		10,413	431	420	353	191	154	148	575	1,259	1,970	1,464	1,305	378	1,277	3,063
	人工林	総数	7,205	317	307	283	191	138	119	417	1,207	1,802	1,226	657	199	343	2,628
		育成単層林	6,625	163	158	144	109	82	119	417	1,207	1,802	1,226	657	199	343	2,357
		育成複層林		0	0	0	0	0	1	14	59	141	275	67	4	0	253
			580	153	149	138	82	56	0	0	0	0	0	0	0	0	18
	天然林	総数	2,720	114	113	70	0	16	29	157	52	167	238	648	180	934	435
		育成単層林	24	0	0	0	0	15	5	0	4	0	0	0	0	0	2
		育成複層林	514	28	27	16	0	0	0	3	0	12	35	204	36	154	99
		天然生林	2,183	87	86	55	0	1	24	154	49	156	203	444	143	781	334
	無立木地		486														
	竹林		1														
第Ⅴ分期	総数		10,413	427	431	420	353	306	81	313	885	1,413	1,859	1,470	561	1,411	3,032
	人工林	総数	7,210	309	317	307	283	304	59	238	743	1,371	1,620	960	266	434	2,609
		育成単層林	6,481	160	163	158	144	166	59	238	743	1,371	1,620	960	266	434	2,255
		育成複層林		0	0	0	0	0	0	8	48	131	300	192	22	1	318
			729	149	153	149	138	139	0	0	0	0	0	0	0	0	36
	天然林	総数	2,719	118	114	113	70	1	22	75	142	42	239	510	295	977	423
		育成単層林	24	0	0	0	0	1	14	5	4	0	0	0	0	0	3
		育成複層林	513	29	28	27	16	0	0	3	0	0	24	167	66	154	95
		天然生林	2,182	89	87	86	55	0	8	68	139	42	214	343	228	824	326
	無立木地		483														
	竹林		1														
第Ⅵ分期	総数		10,413	386	427	431	420	544	153	142	547	1,118	1,700	1,337	1,127	1,613	3,034
	人工林	総数	7,226	268	309	317	307	474	137	113	390	1,066	1,550	1,135	618	542	2,622
		育成単層林	6,368	140	160	163	158	253	81	113	390	1,066	1,550	1,135	618	542	2,186
		育成複層林		0	0	0	0	0	0	3	28	125	268	317	77	4	374
			857	128	149	153	149	221	56	0	0	0	0	0	0	0	62
	天然林	総数	2,720	118	118	114	113	70	16	29	157	52	150	202	509	1,072	413
		育成単層林	24	0	0	0	0	0	15	5	0	4	0	0	0	0	3
		育成複層林	513	30	29	28	27	16	0	0	3	0	10	29	161	180	90
		天然生林	2,183	88	89	87	86	55	1	24	154	48	140	172	348	892	319
	無立木地		466														
	竹林		1														
第Ⅶ分期	総数		10,413	330	386	427	431	774	304	78	298	797	1,214	1,710	1,309	1,906	3,077
	人工林	総数	7,240	218	268	309	317	590	303	56	223	656	1,176	1,507	918	700	2,672
		育成単層林	6,279	114	140	160	163	302	164	56	223	656	1,176	1,507	918	700	2,153
		育成複層林		0	0	0	0	0	1	2	15	89	230	356	203	24	419
			961	104	128	149	153	288	139	0	0	0	0	0	0	0	100
	天然林	総数	2,723	112	118	118	114	184	1	22	75	141	38	203	392	1,206	405
		育成単層林	24	0	0	0	0	0	1	14	5	4	0	0	0	0	3
		育成複層林	514	28	30	29	28	43	0	0	3	0	0	21	128	206	87
		天然生林	2,185	84	88	89	87	141	0	8	68	137	38	182	264	1,000	314
	無立木地		448														
	竹林		1														
第Ⅷ分期	総数		10,413	263	330	386	427	851	541	148	135	500	964	1,570	1,250	2,622	3,155
	人工林	総数	7,256	167	218	268	309	624	471	133	106	347	916	1,444	1,093	1,159	2,753
		育成単層林	6,215	87	114	140	160	321	250	76	106	347	916	1,444	1,093	1,159	2,151
		育成複層林		0	0	0	0	0	1	2	7	48	201	321	332	81	454
			1,041	80	104	128	149	303	221	56	0	0	0	0	0	0	147
	天然林	総数	2,732	96	112	118	118	227	70	16	29	153	47	125	157	1,462	402
		育成単層林	24	0	0	0	0	0	0	15	5	0	3	0	0	0	3
		育成複層林	517	24	28	30	29	55	16	0	0	3	0	9	23	302	86
		天然生林	2,191	73	84	88	89	173	55	1	24	150	44	117	134	1,161	313
	無立木地		424														
	竹林		1														
第Ⅸ分期	総数		10,413	180	263	330	386	858	770	294	75	273	695	1,130	1,620	3,146	3,265
	人工林	総数	7,271	116	167	218	268	626	586	293	53	200	567	1,098	1,462	1,618	2,856
		育成単層林	6,175	61	87	114	140	323	298	154	53	200	567	1,098	1,462	1,618	2,176
		育成複層林		0	0	0	0	0	1	5	3	26	134	271	377	226	478
			1,096	55	80	104	128	302	288	139	0	0	0	0	0	0	202
	天然林	総数	2,748	63	96	112	118	232	184	1	22	73	128	32	158	1,528	409
		育成単層林	24	0	0	0	0	0	0	1	14	5	3	0	0	0	3
		育成複層林	523	11	24	28	30	56	43	0	0	3	0	0	16	313	89
		天然生林	2,201	52	73	84	88	176	141	0	8	66	124	32	142	1,216	316
	無立木地		393														
	竹林		1														